

建設環境常任委員会会議録

〔令和6年9月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和6年9月11日(水) 会場：第1委員会室

時間	案件		所管課	ページ
10:00	認定 第7号	令和5年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	上下水道 料金総務課 ・工務課	4
	認定 第11号	令和5年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	上下水道 料金総務課 ・工務課	11
	認定 第12号	令和5年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	上下水道 料金総務課 ・工務課	24
	議案 第47号	工事請負契約の締結について	上下水道 工務課	34
	議案 第53号	令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算(第1号)について	上下水道 料金総務課	40
	所管事務 報告	令和6年度筑紫野市生活環境保全連絡会について	環境課	45
	所管事務 報告	水質調査等の結果について(平等寺地区)	環境課	64
	所管事務 調査	アライグマの捕獲数、被害数の推移について	環境課	68
	所管事務 調査	環境基本計画見直し事業の進捗状況について	環境課	76
	所管事務 報告	筑紫駅西口土地区画整理事業の事業費について	都市計画課	79
	所管事務 報告	筑紫公園整備事業について	管理保全課	83
	—	行政視察の実施について	—	87

令和6年第4回(9月)筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会

○日 時

令和6年9月11日(水)午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	宮崎吉弘	副委員長	段下季一郎
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	城健二
委員	前田倫宏		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(10名)

議員	八尋一男	議員	上村和男
議員	山本加奈子	議員	佐々木忠孝
議員	赤司祥一	議員	西村和子
議員	白石卓也	議員	吉村陽一
議員	檜木孝一	議員	古賀新悟

○出席説明員(19名)

建設部長	野田清仁	都市計画課長	鶴川和宜
開発担当係長	三浦隆	開発担当主任	田頭徹朗
管理保全課長	菊武秀明	公園担当係長	原田裕介
環境経済部長	平嶋颯治	上下水道料金総務課長	山田和成
財務管理担当係長	勇川大輔	料金担当係長	猿渡康弘
上下水道工務課長	山田学	給排水担当係長	前川恒夫
水道担当係長	鶴岡靖生	下水道担当係長	新山武志
環境課長	益永晃	環境保全・廃棄物担当係長	小椎尾公憲
農政担当係長	刈崎雄貴		
総務部長	嵯峨栄二	契約担当係長	江口裕征

○出席事務局職員（3名）

局	長	荒	金	達	課	長	高	木	美智子
主	任	本	間	俊	充				

開会 午前10時00分

○委員長（宮崎吉弘君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、建設環境常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に9名の議員が委員会の傍聴に出席しておりますので、報告をしておきます。

会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願い申し上げます。また、携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードでお願いしたいと思います。よく会議中に鳴ったりしていますので、注意していただきたいと思います。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、行政視察、事前研修、その他3件予定しておりますので、皆様よろしくお願いいいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めたいと思います。

まず執行部のほう、部長がお見えですので、紹介をしていただいた後に報告をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） おはようございます。環境経済部長の平嶋でございます。本日は認定3件、議案2件、所管事務報告2件、所管事務調査2件の審査のほどよろしくお願ひします。長丁場ではありますが、親切丁寧な説明に努めていきますので、よろしくお願ひします。

まず、説明員の紹介をさせていただきます。

それぞれから。

○上下水道工務課長（山田 学君） 皆さん、おはようございます。上下水道工務課長をしております山田学です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） おはようございます。上下水道料金総務課の課長をさせていただいております山田和成と申します。よろしくお願ひします。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 皆さん、おはようございます。上下水道料金総務課の財務管理の担当係長をしております勇川大輔と申します。よろしくお願ひします。

○料金担当係長（猿渡康弘君） おはようございます。上下水道料金総務課の料金担当係長をさせていただいております猿渡と申します。よろしくお願ひいたします。

○給排水担当係長（前川恒夫君） おはようございます。上下水道工務課給排水担当係長を務めます前川恒夫といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） おはようございます。上下水道工務課水道担当係長をしております鶴岡です。よろしくお願いいたします。

○下水道担当係長（新山武志君） おはようございます。上下水道工務課下水道を担当しております新山です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） はい、お願いします。

それでは、認定第7号、令和5年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を執行部よりお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、認定第7号、令和5年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を始めさせていただきます。

まず、説明で使用します資料の確認をさせていただきたいと思います。本日はこちらの紙ベースであります決算書と説明資料を使用しますが、説明資料につきましてはお手元の電子端末上のサイドブックの中に建設環境常任委員会の説明資料ということで格納させていただいておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは早速、本市の農業集落排水事業の概要について説明いたします。端末上の説明資料の3ページを御覧ください。

まず、説明書に入ります前に農業集落排水事業の目的と期待される効果について説明いたします。

農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水を処理する施設を整備いたしますことで農業用水や排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環や生活環境の向上を図ることを目的としています。

さらに、処理水を農業用水へ再利用したり汚泥を農地へ還元したりすることで、環境への負荷が少ない循環型社会の構築にも貢献する効果が期待されております。

続きまして、本市の事業概要について説明いたします。3ページのほうを併せて御覧ください。

本市では、平成4年度に御笠地区5集落11.1ヘクタールで事業の実施を採択して以降、阿志岐地区3集落20.0ヘクタール、平等寺地区2集落11.8ヘクタール、吉木地区2集落28.

6ヘクタール、山口地区7集落37.8ヘクタールの5つの地区19の集落におきまして事業を展開してまいりました。

説明資料には、地区ごとの建設年次や供用開始時期のほか、汚水の処理方式、区域内の人口や水洗化戸数、水洗化率等を掲載しています。

なお、直近の動向をお伝えするために、前年度との比較も行っております。表の下のようにございます。比較しました結果、令和5年度は前年度に対しまして、供用開始区域内全体の戸数は1,269戸と、前年度に対し5戸減となっております。水洗化戸数は1,205戸で、3戸減となっております。最後に水洗化率は95.0%で、僅かながら率としては上昇しております。

続きまして、お手元の紙の決算資料を基に歳入歳出について説明いたします。

決算書の558ページ、559ページを御覧ください。タブレットで決算書を御覧いただいている方につきましては2ページ目となっております。失礼しました、583ページとなっております。

では、歳入について説明いたします。

まず、紙の資料558ページの上段より参ります。

まず、1款1項分担金は、予算現額15万2,000円に対しまして、調定額206万7,000円、収入済額75万円、収入未済額131万7,000円となっております。

次に、2款1項使用料は、予算現額4,082万4,000円に対しまして、調定額4,446万3,240円、収入済額4,208万2,540円、収入未済額238万700円となっております。

次に、2款2項手数料は、予算現額2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1万3,000円となっております。

次に、3款1項繰入金は、予算現額1億5,873万1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億4,388万1,952円となっております。

最後に、4款1項雑入につきましては、予算現額2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2,062円となっております。

以上で歳入の合計額につきましては、予算現額1億9,971万1,000円に対しまして、調定額1億9,042万7,254円、収入済額は1億8,672万9,554円、収入未済額は369万7,700円となっております。

続きまして、次ページの560ページ、561ページを御覧ください。

歳出について説明いたします。

560ページ上段から参ります。

まず、1款1項農業集落排水事業費は、予算現額8,737万3,000円に対しまして、支出済額7,439万1,816円、不用額は1,298万1,184円となっています。

次に、2款1項公債費は、予算現額1億1,233万8,000円に対しまして、支出済額1億1,233万7,738円、不用額は262円となっています。

以上で歳出の合計額は、予算現額1億9,971万1,000円に対しまして、支出済額1億8,672万9,554円、不用額は1,298万1,446円となっています。

続きまして、歳入歳出項目別の明細について説明いたします。恐れ入りますが、決算書の564ページ、565ページを御覧ください。

歳入の明細について説明いたします。564ページの上段から参ります。

1款1項1目1節農業集落排水事業費分担金は、予算現額15万2,000円に対しまして、調定額206万7,000円、収入済額75万円、収入未済額131万7,000円となっています。

次に、2款1項1目1節農業集落排水処理施設使用料は、予算現額4,082万6,000円に対しまして、調定額4,447万6,240円、収入済額4,209万5,540円、収入未済額は238万700円となっています。

次に、2款2項1目1節の農業集落排水処理施設手数料につきましては、予算額2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1万3,000円となっています。

次に、3款1項1目1節一般会計繰入金は、予算額1億5,873万1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億4,388万1,952円となっています。

次に、4款1項1目1節消費税還付金は、予算額1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,622円となっています。

最後に、4款1項1目2節その他収入は、予算額1,000円に対しまして、調定額400円、収入済額は同額の400円となっています。

ここで、歳入に生じております収入未済額について説明をさせていただきます。

端末上の説明資料4ページをお開きください。端末上の4ページの資料の(2)でございしますが、滞納状況という欄がございます。そちらを御覧いただければと思います。

二つの収入未済額につきましては、農業集落排水事業費の分担金と農業集落排水処理施設の使用料、この2件の滞納によるものになっております。

内訳を説明いたします。

まず、農業集落排水事業費分担金の滞納状況といたしましては、現年度分がゼロ円、過年度分が10名分で131万7,000円となっております。

次に、農業集落排水処理施設使用料の滞納状況は、現年度分が32名分で45万9,420円、

過年度分が27名分で192万1,280円という内訳になっております。

なお、それぞれの滞納額につきましては、僅かではございますが、前年度に対しまして若干減少しております。

続きまして、一般会計繰入金について説明いたします。同じく説明資料の4ページ、下段のほうにございますが、(3)一般会計繰入金の内訳を御覧ください。

こちらの一般会計の繰入金は、農業集落排水事業の施設建設時に借受けました起債の償還のほか通常の分担金や施設使用料、これらの収入等で賄えておりません維持管理費等に要する必要経費を充てるために、一般会計から支援を受けております資金になります。

この繰入金というものですが、平成26年当時、当時の総務副大臣のほうから公営企業に關します繰入れというお話が始まりましたが、その背景といたしましては、社会経済情勢の変化とか地方公営企業が置かれた厳しい現状がまずありまして、それに対しまして、地方公営企業等の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化していくことを目的に、当時、基準が示された次第です。

これを受けまして、こちら農業集落特別会計におきまして一般会計から繰出金、これは受け入れる側からすれば繰入金というふうに申し上げますが、そういったものを受け入れて今に至っております。令和5年度は、一般会計からの繰入金としまして1億4,388万1,952円を受け入れております。

こちら受け入れた内容につきましては、繰り出しの基準に基づくものと基準に基づかないものと2種類ございます。

まず、基準に基づくものとしたしましては、内訳は、1点目が分流式下水道等に要する費用として2,043万9,108円、高資本費対策経費分として2,153万71円、最後に臨時財政特別債分として1,537万3,904円を受け入れる形となっております。

基準外といたしましては、赤字補填分として8,653万8,869円を受け入れております。

続きまして、決算書に戻ります。決算書の568ページ以降を御覧ください。

今お手元のほうに届きましたでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） はい。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） では、再開させていただきます。

続いて、歳出の明細について説明をさせていただきます。紙の資料では568ページで、今御覧いただいています端末のほうはそのまま御覧ください。

まず、1款1項1目農業集落排水施設維持管理費は、予算額8,737万3,000円に対しまして、支出済額7,439万1,816円、不用額は1,298万1,184円となっております。

農業集落排水施設維持管理費はさらに複数の節に分かれておりますが、そのうち主なものとして、10節の需用費、11節の役務費、12節の委託料、こちら3点につきましては、資料の右のほうに備考欄がございますけれども、内訳を記載しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、1ページ進みまして、紙の資料では570ページを御覧ください。

上段から参ります。

2款1項1目元金は、予算額1億96万4,000円に対しまして、支出済額は1億96万3,763円、不用額は237円となっております。

次に、2款1項2目利子は、予算額1,137万4,000円に対しまして、支出済額1,137万3,975円、不用額は25円となっております。

ただいま説明いたしました2款1項1目の元金と2目の利子は、農業集落排水施設整備時に借り受けました起債、こちら地方債ですけれども、元金と利子の償還分に当たります。すいません、端末上の説明資料の5ページのほうへお進みください。5ページのほうに起債の償還額の推移についてまとめております。

御覧のように、起債の償還残高につきましては、今、順調に減っております、令和15年度には全ての起債の償還を終える見込みとなっております。

一つページをめくっていただきましたら、令和5年度で償還いたしました起債の明細書のほうの資料を掲載しております。このように、過去にお借りしました起債を令和5年度に返済した形になっております。

では続きまして、再度、紙の決算書572ページを御覧ください。端末上では先ほどの決算書のページを一つめくっていただいた形になろうかと思っております。こちらは実質の収支に関する調書になっております。

まとめますと、令和5年度は歳入総額、歳出総額は同額になっておりまして、歳入歳出の差引き額はゼロ円、翌年度への繰越額もありませんために実質収支額はゼロ円となっております。また、この表の一番末尾にございますが、地方自治法の規定によります基金の繰入れもあっておりません。

以上をもちまして令和5年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明を終えさせていただきます。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方、挙手をお願いします。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 決算書の1款1項1目でございます。タブレットで申し上げますと588ページでございます。こちらの不用額について教えていただきたいと思えます。

まず、1款1項1目10節の需用費の980万円、11節の役務費の約84万9,000円、それと12節の委託料の約120万円、14節の工事請負費が100万円。さらに、この工事請負費に関してはそもそも支出済がゼロ円になっている要因も併せて教えていただきたいと思えます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） では、10節の需用費についてまずお答えいたします。

こちらの需用費は不用額が980万円ほど発生しておりますが、農業集落排水施設の処理ポンプ場が5地区ございますけれども、当初、昨今の情勢を踏まえまして電気料金が高止まりするのではなかろうかということで予算を組んでおりましたが、結果的に電気代のほうが、国等の補助もございまして安く当初より落ち着きましたので、そういう電気代を主にしまして最終的に不用額が発生したという状況になってございます。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 役務費の不用額につきましては、農集排施設浄化槽維持管理業務委託というのを発注しております。その入札減でございます。

続きまして委託料の不用額につきましては、管理業務委託の不用額がちょっと大きいところになっております。

もう一つ、工事請負費の全て不用額にしている部分につきましては、この予算につきましては、家が新築されたときなどに、そこまで管を布設する費用として計上します。それが5年度はなかったということで、全て不用額とさせてもらっておるところです。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

なければ、私のほうからいいでしょうか。

資料で整備計画の概要表がありますが、その歳入歳出決算資料になりますけれども、(3)の繰り出し基準内ということで表があります。その中で、高資本費対策経費というのがあります。これは、要は共用開始してから30年期間が設けられていると思うんですけど、こういったことを最初にされたのが平成4年で、供用開始が平成8年になっていまして。そうすると、あと2年で期限を迎えるということなんで、そこら辺をどのように執行部は捉えてあるかちょっとお聞きしたいんですけど。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） ただいま御質問いただきました、高資本費対策費が間もなく繰出基準の期限を迎えるのではなかろうかということについて、その後の考えにつきましてですが、まず、今後、農業集落排水につきましては、順次、公共下水道に切り替えていくような予定を今考えております。そうなった際は、後ほどまた下水道事業の中で御説明いたしますが、下水道事業自体は収益が発生しておりますので、そういったところで農業集落排水の繰入れで発生しておりますマイナス分については相殺できるのではなかろうかという見解を持っております。

それと、実際につなぎ込むまではまだまだ時間を要しますので、その間は赤字補填分として引き続き一般会計の支援をいただきながら当面をしのいでいければと考えておるところです。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにないですか。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 紙のところの滞納状況で、施設使用料と分担金の特に分担金のほうの過年度の分は、令和4年度から令和5年度が全く変わってないので、これは今どういう状況にあるのかということと、施設使用料の令和5年度分に現年度、過年度合わせて59人の滞納があると。これは今どういう状況にあるのかということの説明ください。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） ただいま御質問のありました滞納状況につきましては、分担金と施設使用料がございます。分担金につきましては、昨年度この場で御説明した資料にも掲載しているかと思えますけど、同じ額が今年度も引き続き残っております。この理由といたしましては、随分昔に発生しました分担金の滞納分がずっと引き続き残ってしまっているということで、これは正直申し上げまして時効になってしまっているような、実際には取りようがないような状況となっております。市のほうとしましても、そういうものを抱える中で債権管理条例というのがようやく出来上がりましたので、今後

はそういった条例との整合性も図りながら、しかるべき処理を進めてまいりたいと考えております。

あと、施設使用料につきましても過年度分に内訳がございまして、引き続き残っている分については、徴収努力で回収できる分と先ほど申し上げました時効分とがまざり合っているかと思っておりますので、その辺は条例に沿って処理をしてまいりたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 債権管理条例ができたのでどうするのかなど。では、今年度中にけりがつくような方向でやっていくということですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 御指摘のとおり、できる限り今年度中に一定の整理をつける方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第7号、令和5年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第7号、令和5年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第11号の件を説明願います。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、引き続きまして、認定第11号、令和5年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を始めさせていただきます。

資料の確認ですが、引き続き決算関係書につきましてはお手元にございます、こちらの

ピンクの表紙の紙の資料、説明資料につきましては電子端末上の資料という形で進めさせていただければと思います。質問に応じまして決算書はタブレット上のページもお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、こちらのお手元の紙の決算資料の内訳、構成につきまして御説明いたします。こちらは一つのとじ方で作成しておりますが、決算書は14ページまでになっております。16ページ以降につきましては、決算附属資料という構成となっております。

それでは、本市の水道事業の概況から説明を始めさせていただきます。

こちら紙の資料の決算書17ページ、18ページを御覧ください。こちらには、令和5年度筑紫野市水道事業報告書と題しまして、事業の総括や経営指標についての説明を掲載しております。

続きまして、お手元の端末上の説明資料9ページを御覧ください。こちらの資料には先ほどの決算書17ページ、18ページの内容を要約しております。あわせて過去5年間の本市水道事業の総括事項を掲載しております。まず、この資料について説明いたします。

表の上段「イ．営業」の欄を御覧ください。こちらの上のほうから説明してまいります。

まず、令和5年度の総配水量は819万7,604立米で、前年度に対しまして7万2,029立米増えております。本市の水道用水は全体の約6割が福岡地区水道企業団から、3割が山神水道企業団から、残りの約1割が本市自前の山口浄水場と常松浄水場から供給されております。次に、有収水量は770万536立米となっておりまして、前年度に対し7万6,471立米増えております。その結果、総配水量に占めます有収水量の割合を示す有収率は93.9%となり、前年度に対し0.1ポイントと、僅かですが上昇しております。

次に、給水人口は9万644人となりまして、前年度に対しまして33人増加し、行政区人口に対する普及率は85.2%となっております。

続きまして、この説明資料のページの下段のグラフを御覧ください。こちらは水道の供給単価及び給水単価について、過去5年間の推移を表示しております。御覧いただきますと、若干の変動があることが確認できるかと思います。青線の供給単価は210円台で推移して、緑点線の給水原価は200円台でそれぞれ推移をしております。

参考として、福岡県内の供給単価と給水原価の平均値も掲載しております。比較しますと、本市は、供給単価、給水原価のいずれも県内の平均値より高い水準になっているかと思えます。この理由といたしましては、筑紫野市は独自水源が少なく、総配水量の約6割を外部からの供給に頼っているといた事情が大きく関係しているものと考えております。

続きまして、水道事業会計決算書を基に令和5年度の収支について説明をしたいと思っております。こちらからは決算書のほうで説明させていただきたいと思っておりますので、決算書の1ページ、2ページを御覧ください。こちらの1ページ、2ページは、税込みで表示しております水道事業決算報告書になります。

それでは、収益的収支につきまして、上段の収入から説明いたします。

まず、1款1項の営業収益は、予算額19億3,499万5,000円に対しまして、決算額は19億3,856万3,193円となっております。次に、1款2項の営業収益は、予算額1億7,255万円に対しまして、決算額は1億7,151万7,471円となっております。次に、1款3項の特別利益は、予算額2,000円に対しまして、決算額はゼロ円となっております。

続きまして、下段の支出について説明いたします。

まず、1款1項の営業費用は、予算額18億4,453万3,000円に対しまして、決算額は18億1,029万7,241円、不用額は3,423万5,759円となっております。次に、1款2項の営業外費用は、予算額1億500万4,000円に対しまして、決算額は9,063万5,885円、不用額は1,436万8,115円となっております。次に、1款3項の特別損失は、予算額110万2,000円に対しまして、決算額は84万6,260円、不用額は25万5,740円となっております。最後に、1款4項の予備費は、予算額100万円に対しまして、決算額はゼロ円、不用額は100万円となっております。

続きまして、ただいま説明いたしました収益的収支の明細について説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、決算書29ページを御覧ください。こちらの29ページの資料の明細書は、消費税抜きの金額で作成しております明細書となっております。

まず、収入の項目から内訳を説明いたします。

1款1項の営業収益の17億6,277万6,239円の主な内訳ですが、水道料金収入によります給水収益が16億4,787万5,176円、水道利用加入金収入によります加入金が8,814万7,500円、その他雑収益でありますその他営業収益が2,671万2,563円となっております。

次に、1款2項の営業外収益の1億7,158万5,589円の主な内訳は、長期前受け工事負担金戻入によります長期前受金戻入の1億7,136万2,562円となっております。こちらの長期前受金戻入についてですが、浄水施設であったり送水ポンプであったり水道管といった事業資産の減価償却費相当額を収入として計上するというルールがございまして、そのルールに従いまして、こちらの帳票に反映をしています。

続きまして、次の31ページを御覧ください。支出の明細について内訳を説明いたします。

まず、1款1項営業費用の主な内訳ですが、こちらは、受水費であったり浄水施設管理業務委託費といった原水及び浄水費として、10億4,314万4,587円となっております。次の

32ページのほうにも続いていきますけども、同じく営業費用の内訳としまして、配水管の修繕費であったり上水道台帳補正などによります配水及び給水費として6,472万6,460円、検針業務委託費やメーター取替え等によります業務費が6,731万1,264円となっております。

こちらでまた一つページをめくっていただきまして、次の33ページを御覧ください。

33ページですが、会計年度任用職員の報酬であったり庁舎の使用料によります総係費が5,287万5,283円となっております。続きまして、有形固定資産減価償却によります減価償却費が4億5,712万1,958円、固定資産の処分によります資産減耗費が1,224万6,507円となっております。

ここで、決算書の37ページを御覧いただければと思います。

37ページのほうに、有形固定資産の種類と減価償却費等につきまして内訳を掲載しております。今年度計上しました減価償却費が、この表で申し上げますと、(1)の表の右から4列目の末尾のほうの「計」に計上しております額を今年度の減価償却費として計上しております。

それでは、再度、明細の説明にまいりますので、決算書の34ページを御覧ください。続いてまいります。

1款2項営業外費用の内訳といたしましては、企業債の利息償還に伴う支払い利息が5,989万6,435万円、消火栓の関連工事による営業外受託工事費が86万7,000円、最後にかんがい用水の管理費といたしまして、その他営業外費用が90万円となっております。続きまして、1款3項の特別損失の主な内訳です。こちらは、過年度の水道料金の減額によります過年度損益修正損が76万9,510円となっております。

続きまして、ここからは資本的収支について説明をさせていただきたいと思います。決算書の3ページ、4ページを御覧ください。こちらの資本的収入及び支出の表ですが、上段の収入のほうから説明いたします。

まず、1款1項の企業債は、予算額2億7,410万円に対しまして、決算額も同額の2億7,410万円となっております。

次に、1款2項の補助金は、予算額1,000円に対しまして、決算額はゼロ円、次の1款3項の負担金は、予算額800万円に対しまして、決算額は785万6,000円となっております。

次に、1款4項の固定資産売却代金は、予算額1,000円に対しまして、決算額はゼロ円となっております。

続いて下段の支出について説明いたします。

1款1項の建設改良費は、予算額4億1,828万7,000円に対しまして、決算額は4億266

万4,336円、不用額は1,562万2,664円となっています。

次に、1款2項の企業債償還金は、予算額4億519万円に対しまして、決算額は4億518万8,264円、不用額は1,736円となっています。

結果的に資本的収支につきましては支出が収入を上回っておりまして、こちらの資本的収支だけ見ますと、5億2,589万6,600円の赤字となっております。この赤字を補填するために、このページの表の一番下の枠外に記載しておりますが、補填分といたしまして、まず当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額というものから3,402万5,544円を補填しております。次に、過年度分損益勘定留保資金というものがございまして、こちらから3億6,785万7,056円を補填しております。最後に、減債積立金から1億2,401万4,000円を補填して、赤字分を穴埋めしております。

続きまして、ただいま説明いたしました資本的収支の次は明細について説明をさせていただきます。決算書の35ページを御覧ください。こちらの明細書も税抜き金額で作成しております。

まず、収入のほうから説明を進めてまいります。

35ページの上段です。1款1項の企業債は、企業債のみの2億7,410万円となっております。次に、1款2項の補助金につきましては該当がございませんでした。次に、1款3項の負担金の内訳は、工事負担金のみの785万6,000円となっております。なお、1款4項の固定資産売却代金につきましては該当がありません。

続きまして、次の36ページを御覧ください。支出についての説明を進めてまいります。

まず、1款1項建設改良費の主な内訳ですが、こちらは配水管等布設工事費や設計委託費などによります建設改良費として3億6,659万1,828円、公用車、水道メーター、そして水質検査機器の購入に充てました固定資産購入費として204万6,964円となっております。

次に、1款2項の企業債償還金の内訳は、企業債元金の償還によります企業債償還費として4億518万8,264円となっております。

なお、建設改良費につきましては、決算書の23ページ、24ページに令和5年度に実施しました配水管等布設工事の新設と更新の両方がございますが、その内訳について掲載しております。中身につきましては、後ほど工務課長のほうから説明させていただきます。

また、企業債の償還につきましては、決算書の38ページ、39ページに、企業債明細書を掲載しておりまして、こちらに企業債の種類であったり当年度の償還額、まだ残っております未償還残高等につきまして掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

それでは続きまして、経営指標の推移について説明させていただきたいと思いますので、

恐れ入りますが、端末上の説明資料の10ページを御覧いただければと思います。こちらの経営指標につきましては、過去5年間の推移を表とグラフで表示しております。

まず、経常収支比率ですが、この指標は、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や企業債償還利息等の費用をどの程度賄えているかを示した指標です。100%以上であれば黒字であることを示しております。なお、本市の水道事業におきましては一般会計からの繰入金はいただいておりません。

令和5年度の結果ですが、数値が109.91%となっております。前年度に対して若干ポイントが下がっておりますが、引き続き100%を超えておりますので、健全な経営状態であると言えます。

次に料金回収率ですが、こちらは給水収益で給水に係る費用をどの程度賄えているかを示す指標になっております。こちらも100%を上回っております。給水収益で給水に要する費用を十分賄えていることとあわせまして、料金体系も安過ぎず、適切な水準に置かれていると言えます。

続きまして、下段のほうにまいります。有形固定資産減価償却率は、有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標になっておりまして、資産の老朽化度合いをはかり知ることができます。数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が増えていることを示しておりますので、あまり数値が高いと将来の更新の必要性が近づいていることがうかがい知れます。令和5年度は49.15%と、前年度からさらにポイントが上がっております。法定耐用年数に近い資産の割合が増え続けていることが見てとれます。

続きまして管路老朽化率です。この指標は法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標になっております。併せて管路の老朽化度合いを示しております。数値が高まるほど、法定耐用年数を経過した管路が増えていることを示しております。令和5年度は8.15%と、前年度に対して0.78ポイント上がっております。管路の老朽化が進んでいることが見てとれます。

最後に管路の更新率です。こちらは当該年度中に更新工事を終えました管路延長の割合を示す指標です。こちらで管路の更新ペースが把握できるかと思います。令和5年度は0.42%となりまして、前年度に対しまして若干ですがポイントが下がっております。目下、管の老朽化が進んでおりますことから、管路更新に向けて効率的かつ合理的な取組を今後進めていく必要があると思われれます。

以上が、経営指標に基づく水道事業の経営分析となります。

それでは、決算書に戻りまして、5ページ、6ページを御覧いただきたいと思います。

こちらでは、水道事業の剰余金の処分について説明させていただきたいと思っております。

今、御覧いただいております5ページ、6ページは損益計算書でして、令和5年度1年間の事業の収益と費用をまとめた財務諸表の一つです。事業でどの程度の利益が発生しているかを示す経営の成績表でもあります。なお、この総計算書につきましては、税抜で作成しております。

中身について説明いたします。

まず、1の営業収益は17億6,277万6,239円、2の営業費用は16億9,742万6,059円で、営業損益は6,535万180円の黒字となっております。

次に、営業外収益は1億7,158万5,589円、4の営業外費用は6,252万5,010円で、営業外損益も1億906万579円の黒字となっております。

次に、右のページのほうにまいりまして、5の特別利益はゼロ円、6の特別損失は76万9,510円となっております、これらの結果を通算いたしますと1億7,364万1,249円の当年度純利益が発生していることとなります。

続きまして、この当年度純利益に前年度から繰り越しました繰越利益剰余金の409円、資本的収支の赤字補填に使用しました減債積立金の1億2,401万4,000円が、その他未処分利益剰余金変動額として加算されまして、最終的に未処分利益剰余金は2億9,765万5,658円となっております。

続きまして、決算書の9ページを御覧ください。9ページには剰余金の処分計算書の案を掲載しております。こちらを御覧いただければと思いますが、当年度純利益1億7,364万1,249円と繰越利益剰余金409円を合算しまして、剰余金が1億7,364万1,658円となっておりますが、そのうち全体の7割に当たります1億2,154万9,000円を減債積立金として積み立てたいと考えております。そして、残り3割に当たります5,209万2,000円を建設改良積立金として積み立てたいと考えております。

続きまして、資本的収支におきまして赤字補填に使用しました1億2,401万4,000円につきましては、既に現金ではなくて事業資産に形を変えておりますために、自己資本金へ組み入れたいと考えております。これらの結果、最終的に生じてまいります端数の658円につきましては、繰越剰余金として翌年度へ繰り越したいと考えております。

説明は以上となります。

最後になりますが、説明資料の12ページ、13ページ、14ページに、企業債の未償還残高と償還額の推移であったり、水道料金収納率の推移、あと不納欠損についても参考資料として掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、これより令和5年度に実施いたしました配水管等布設工事や認可図書作成業務委託の内容につきまして、工務課長から説明させていただきますので、引き続き御清聴賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） では、お手元の筑紫野市水道事業会計書の23ページ、24ページをお開きください。決算書です。

建設工事及び改良工事などの概況で、令和5年度に施工しました1,000万円以上の工事10件及び500万円以上の測量設計等業務委託1件を記載しております。それと端末のほうですが、説明資料として16ページに令和5年度水道事業箇所図を掲載しております。見ていただくと、図面の表示が画面に対して大変見にくいかと思しますので、申し訳ありませんが、お配りしている資料を見ていただければと思います。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） すいません、ちょっと挟みますけど、資料にページ数が書いてないんですよね。なので、先ほども課長のほうから何ページをお開きくださいとありましたが、資料にページ数が書いてないので、それを一言言っておきます。

どうぞ。

○上下水道工務課長（山田 学君） では、御説明させていただきます。

令和5年度の工事につきましては、主に老朽管更新工事を行っております。

まず、箇所図を御覧ください。

箇所図の見方を御説明させていただきます。地図の下地には、広域的にそれぞれ全工事委託の箇所を表示しております。下地の上にそれぞれの工事箇所を拡大したエリアを表示しております。青色については老朽管更新工事です。緑色については新設工事となります。

それでは、まず工事のほうから説明させていただきます。決算書23ページ、24ページと箇所図を見ながら、それぞれの工事の御説明をさせていただきます。

決算書の1番と2番につきましては関連工事でありますので、まとめて御説明させていただきます。二日市地区水道管布設替工事（1工区・2工区）です。箇所図の右側一番上に拡大図を表示しております。

場所は二日市の旧3号線から中央通りに入って最初の十字交差点を右に曲がって、山村ビルやながかわ産婦人科がある市道となります。始点が中央通り、終点がJR二日市駅から紫駅に向かう県道筑紫野筑穂線までとなります。この青色で示した道路に埋設した工事となります。

1 工区、2 工区の総延長は353.7メートル、総事業費は6,524万1,000円です。

次に、決算書の3番と4番につきましても関連工事ですので、まとめて御説明させていただきます。

永岡地区水道管布設替工事（1 工区・2 工区）です。箇所図の右側、上から2番目に拡大図を表示しております。永岡に遊ゆう公園がございます。そこから西鉄の線路を渡り、国道3号線の下をくぐり、ぶつかった交差点が、青色で示した道路の真ん中あたりとなりますが、この青色で示した道路に埋設した工事となります。

1 工区と2 工区の総延長は349.3メートル、総事業費は6,055万8,300円です。

次に、決算書の5番と6番につきましても関連工事ですので、まとめて御説明させていただきます。

筑紫駅前通地区水道管布設替工事、（1 工区・2 工区）です。箇所図の下側、左から2番目に拡大図を表示しております。筑山中学校付近に埋設した工事となります。

1 工区と2 工区の総延長は528.2メートル、総事業費は8,524万100円です。

次に、決算書の7番につきまして御説明させていただきます。

桜台地区水道管布設替工事です。箇所図の右側、上から3番目に拡大図を表示しております。桜台2号公園付近に埋設した工事となります。

延長は268.9メートル、事業費は4,103万9,900円です。

次に、決算書の8番につきまして御説明させていただきます。美咲地区水道管布設替工事です。

箇所図の右側、一番下に拡大図を表示しております。主に美咲公園の中に埋設した工事となります。

延長は178.5メートル、事業費は2,906万6,400円です。

次に、決算書の9番につきまして御説明させていただきます。下見地区水道管布設替工事です。

箇所図の下側、右から2番目に拡大図を表示しております。場所は下見の二日市生コンに隣接した市道に埋設した工事となります。

延長は174.3メートル、事業費は1,947万2,200円です。

次に、決算書の10番につきまして御説明させていただきます。永岡地区水道管新設工事となります。

箇所図の一番左下に拡大図を表示しております。永岡に通っている県道かささぎロードのアンダー部分の市道及びかささぎロード左右側道に埋設した工事となります。

延長は381.9メートル、事業費は2,528万7,900円です。

続きまして、決算書24ページの下、測量設計等業務委託につきまして御説明させていただきます。

1番、水道事業変更認可届出書作成業務委託です。箇所図の左の真ん中に業務の内容を表示しております。これにつきましては、現在、萩原筑紫野一部に開発中の萩原開発地、及び吉木の一部として葉光ヶ丘団地、この二つのエリアを新たに水道の給水区域エリアに入れることによる認可変更を行うため、国へ提出する申請届出書を作成するための委託となります。

場所につきましては、葉光ヶ丘団地は皆様お分かりになると思います。

萩原開発地につきましては、むさしヶ丘団地の南側に数年前にむさしヶ丘4丁目が開発にてできておりますが、今回の萩原開発地は、そのむさしヶ丘4丁目のさらに南側に現在開発が行われている箇所となります。

この業務委託につきましては、事業費1,292万5,000円です。

以上で、令和5年度に施工しました水道工事及び改良工事等と測量設計等業務委託の概況説明を終わらせていただきます。それでは、令和5年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、よろしく御審議の上、認定及び御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 委員会資料の企業債の未償還残高と償還額の推移についてお尋ねしたいと思います。特に償還額について市の考え方をお尋ねしたいんですけども、こちらの表を見ますと、令和3年度の償還額5億2,000万円ほどがピークで、そこから令和11年度にかけて償還額が約46%減の2億3,900万円ほどとなっております。こちらの資料にも、今後、水道管等の更新費用が増えるため償還残高は増加に転じると。ですけれども、この表を見ると償還額が一気に減少する想定になっているので、市としての考えをお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今御質問がありました、償還残高が増えると言っている一方で、償還額は今後減少に転じると見込んでいる理由ですけれども、説明資料にもうたっていますとおり、老朽管の更新工事あたりに今後重点的に取り組むに当たりまし

て、やはりお金を借りながらというのが原則、基本なっただけありますので、どうしても償還残高が増えてまいります。一方で、償還額というのは、返済時期がある程度決まっております。たくさん借りたのと並行してたくさん返していくという、融通がなかなかきかないといえますか、ある程度、返済額が年度年度で決め打ちされているという事情がございます。結果として償還残高が増えつつも償還額は減る傾向にあるという表示になった次第です。

補足で。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） すみません、ちょっと補足させていただきたいんですけれども、お手元の決算書の38ページを御覧いただけますでしょうか。そちらに企業債明細書というものを掲載しております。こちらの一番左側の種類としまして、財務省資金運用部及び財政融資資金ということで借りたものを羅列していますけれども、右から3列目のところに利率という表示がございます。平成初期に借りました企業債については、上からいきます3.65%とか3.25%など、かなり高い利率で借りていることが御覧いただけるかと思えます。先ほど前田委員から御質問がありました令和3年ぐらいをピークにどんどん下がっていくという内容については、昭和末期から平成初期に借りた利率が高いものの償還がどんどん終わっている状況にありまして、企業債明細書を1枚おめくりいただきますと、直近に起債をいたしました発行年月日令和6年3月25日分のところを御覧いただくと、利率が1.6%です。これは期間としては40年で借りておりまして、総額に直しますとかなり差が出てくるかと思えますので、向こう数年ぐらいは償還額が減っていくことになると考えております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですかね。ほかにありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 単年度で出た利益については、結果的にどのような形になるわけですか。1億3,000万円ぐらいたったのですかね、今すぐに出ませんが、そういう利益に関してはどのように処分していくのか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 令和5年度で発生した利益が一つありまして、赤字分ということですか。

○委員（田中 允君） いやいや、だから、その分についてはどのような運用を図るわけですか。老朽管の布設替えとかあるから利用していくことは分かるけど、水道料金の値上

げとかに対処できるのか、できないのかということです。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今御質問がありました令和5年度に発生した利益の運用ですけれども、おっしゃいましたように、将来に向けての設備投資という形で当然考えております。具体的には、決算書の9ページに記載しておりますけれども、こちらの剰余金というのが利益です。この処分の方法といたしまして、今借りています借金の返済に充てるために積み立てる分が7割、将来の設備投資向けとして3割という形で利益を分配して処分することを考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで順調に布設替えも計画どおり進んでいくと理解していいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 今の計画の中では、そういった運用で今後もやっていけると考えているところです。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それと、公営企業の決算審査の意見書の中にいろいろ書いてあるけれども、「中長期的な経営計画として策定された水道事業経営戦略の取組を踏まえ、今後とも経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り……適切に対応されるよう望む」とあるのは具体的にどのようなことを指されているのか。大まかには分かるけど、もっと具体的に説明してもらいたいと思います、あなたたちがどのように取り組んでいくのか。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） ただいま御質問いただいた今後の経営的な基盤についてでございますけれども、水道ビジョンというものがあったり、経営戦略という独自で作成している分がございます。水道ビジョンにつきましては、実は前回は平成26年当時に作成しておりまして、ちょっと時間の経過があるものでございまして、来年度に改めて

最新の動向を踏まえまして、今後の筑紫野市の水道事業が持続可能なものであるために、ビジョンをまた作成する予定にしております。そういったものの中で、経営基盤であったり戦略だったりというのを盛り込んで、それを基に行動していこうと考えているところで

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

○委員（田中 允君） 分かりました。了解。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありますか。

私から最後にいいですか。この老朽管更新というのは、非常に今、全国で取り沙汰されて、ひいては水道料金に跳ね返るということを報道されていたんですけど、同じく筑紫野市も給水人口が増えているのは増えているんでしょうけど、今後減少に転じるということを見据えると、今、水道ビジョンをつくられるということでしょうけど、どこの自治体も一生懸命努力はされているみたいなんですけど、例えば近隣市が合同で管理をしたりとかいうことも言われていたんで、非常に心配するところ。老朽管の更新率が筑紫野市は三十何%でしたよね。全国平均よりちょっと上なんだろうけど、決して楽観視じゃなくて、水道ビジョンに細かくそういうところは反映を。市民に跳ね返ってきますから、そこら辺も重視して、これは意見ですけども、やっていただきたいと思っております。

何かありますか。方法なり手段というか。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 先日の6月議会でも、老朽管の更新を急ぐためには料金の値上げが必要ではなかろうかという御質問いただきまして、いろいろ考えた結果をお答えしたんですけども、まず、値上げとなりますと、昨今、電気料金、食料品、あらゆるものが物価高でありまして、ただでさえ市民の方の生活にしわ寄せが来ていっぱいいっぱいという状況がある中で、なかなか値上げをしてというのは御理解いただきにくいのかなというのがあって、まずもって、計画をしながらも今の料金体系で老朽管のほうをまず取り組みたいという中で、人口減少、若干であれば料金の値上げは当分必要ないのかなというお答えをしたところでございます。

ただ一方で、さらに老朽管の更新を加速したりとか、今ちょっと心配しているのが、その後、冒頭で説明しましたが、筑紫野市の9割は外部水源に頼っておりますけど、外部水源の供給元が、やはり昨今の費用の高騰によりまして、構成市に配ってる水の単価をそう遠くないうちに上げざるを得ないというような話も出てきております。そういったものがありますと、かなり大きく水道事業の経営に及ぼすものですから、そういった面での値

上げというのは避けて通れないのかなというのはちょっと心配をしております。

ただ、今のうちは、当分は今の料金体系で老朽管の工事であったりというものを図りながら、なるべく今の料金だけでしのいでいきたいという考えは変わっておりません。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。認定第11号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。認定第11号、令和5年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決及び認定すべきものと決しました。

しばらく休憩をします。

—————・—————・—————
休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

認定第12号、令和5年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件について、執行部より説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） それでは、休憩前に引き続きまして、認定第12号、令和5年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を始めさせていただきます。

まず冒頭で、説明で使用する資料の確認をさせてください。使用する資料はこちらです、紫色の表紙の決算資料及びお手元の電子端末上の説明資料の2点を用いて説明を進めさせていただきたいと思います。なお、水道事業のほうでも御説明いたしましたが、こちらの決算書の14ページまでが決算書で、16ページ以降は決算附属資料という構成になっ

ております。

それでは、本市の下水道事業の概況から説明いたします。

こちらの決算書の17ページ、18ページを御覧ください。こちらは令和5年度筑紫野市下水道事業報告書と題しまして、事業の総括や経営指標について掲載しております。

続きまして、端末上の説明資料の18ページを御覧ください。こちらは過去5年間の本市下水道事業の総括事項を要約したものになっております。

まず、この説明資料について説明いたします。

表の上段、イ、営業の欄を御覧ください。令和5年度の有収水量は881万6,622立米となっておりまして、前年度に対しまして7万9,245立米増えております。次に、水洗化人口は10万91人となっておりまして、前年度に対しまして106人増加し、区域内人口に対しまして水洗化率は98.6%と、前年度と同様の数値となっております。

続きまして、ページの下段のほうのグラフに下水道の使用料単価と処理単価について、過去5年間の推移を表示しておりますので御覧ください。

若干の変動はありますが、青線の使用料単価は170円台で、緑の点線の処理原価は160円前後でそれぞれ推移をしております。参考としまして類似団体の使用料単価と処理原価の平均値も掲載しておりますけども、比較しますと、本市は使用料単価、処理原価いずれも類似平均値よりも高い水準になっております。

続きまして、下水道事業会計決算書を基に令和5年度の収支について説明いたします。

決算書の1ページ、2ページを御覧ください。こちらは下水道事業決算報告書、税込みになっております。

それでは、まず、収益的収支につきまして、収入から説明いたします。

まず、収入の1款1項の営業収益は、予算額17億8,663万9,000円に対しまして、決算額は17億9,681万5,990円となっております。

次に、1款2項の営業外収益は、予算額5億3,098万3,000円に対しまして、決算額は5億2,460万4,784円となっております。

次に、1款3項の特別利益は、予算額3,368万1,000円に対しまして、決算額は3,669万7,714円となっております。

続きまして、下段の支出について説明いたします。

まず、1款1項の営業費用は、予算額19億5,300万円に対しまして、決算額は19億1,062万7,697円、不用額は4,237万2,303円となっております。

次に、1款2項の営業外費用は、予算額1億7,443万円に対しまして、決算額は1億6,3

66万4,254円、不用額は1,076万5,746円となっております。

次に、1款3項の特別損失は、予算額480万1,000円に対しまして、決算額は466万5,940円、不用額は13万5,060円となっております。

最後に1款4項の予備費は、予算額100万円に対しまして、決算額はゼロ円、不用額は100万円となっております。

続きまして、ただいま説明いたしました収益的収支の明細について説明をしたいと思っておりますので、決算書の29ページを御覧ください。こちらは消費税抜きの金額で記載しました収益的収入及び支出の明細書になります。

収入の項目から内訳を説明いたします。

まず、1款1項の営業収益16億4,495万5,041円の主な内訳ですが、下水道使用料収入によります下水道使用料が15億1,860万2,267円、一般会計繰入金や雨水処理負担金によります他会計負担金が1億2,569万円、手数料収入によりますその他営業収益の66万2,774円となっております。

次に、1款2項の営業外収益5億2,460万4,346円の主な内訳ですが、こちらは長期前受国庫補助金戻入等によります長期前受金戻入として5億2,457万9,358円となっております。長期前受金戻入ですが、こちらもポンプ場や管渠といった事業資産の減価償却費相当額を収入として計上するというルールに従いまして帳簿に反映したのになっております。

続きまして、30ページを御覧ください。

1款3項の特別利益は3,338万1,595円になっておりますが、主な内訳は、流域下水処理場の建設負担金の資産減耗分であったり、維持管理負担金を精算した結果、還付金が発生しましたので、その分を修正益として計上したのになっております。

続きまして、端末上の説明資料の22ページを御覧ください。

こちらは先ほどの修正益の明細となっております。大まかな内訳といたしましては、流域下水道の維持管理負担金や建設負担金に関するものと過年度の下水道使用料や受益者負担金等に関するものとなっております。

この表中、上から2行目と3行目の部分で、右から2列目、令和5年度分でアンダーラインが引かれた箇所が2か所あるかと思えます。こちらの内容といたしましては、流域下水道——こちら流域下水道処理場ごとに複数の市町が参加して成り立っておりますけれども、それぞれ維持管理負担金をあらかじめ支払っております。そうした中、結果的に維持管理負担金に剰余金が発生したということで、通常、還付を受けるところではございますけれども、翌年度の運営が赤字に傾く可能性が生じた流域に関しまして還付金を内部で留保した

いというお話がありまして、結果として市のほうに還付がなかったものになっております。

筑紫野市は、御笠川那珂川流域、そして宝満川上流流域、宝満川流域の三つの流域で汚水処理をお願いしておりますけども、還付金が発生いたしましたのは宝満川流域1か所のみとなっているところでございます。

続きまして、建設負担金の関係ですけども、こちらは流域下水処理場とかそこに至ります幹線管渠、あるいはポンプ場の施設建設及びその後の修繕や改築に要します費用を流域の構成市町が負担するものになっております。

こちらの資料の結果をまとめますと、表中、プラスの金額とマイナスの金額がございまして、プラスの金額を合計したものを修正益として計上し、マイナスの金額については、後ほど説明いたします修正損として支出のほうに計上しておるところでございまして。

続きまして、決算書のほうに戻りまして、31ページを御覧ください。

支出について、項目ごとに内訳を説明いたします。

まず、1款1項の営業費用の主な内訳ですが、こちらはポンプ場の維持管理委託費や管渠の補修工事費等によります管渠費として2,952万3,004円、流域下水処理に伴います流域下水道維持管理負担金として7億9,464万3,685円、下水道使用料徴収事務委託費によります業務費として2,025万8,182円、職員給料や下水道台帳作成委託等によります総係費といたしまして7,768万8,150円、有形固定資産減価償却等によります減価償却費として8億6,977万6,772円、最後に、固定資産除却費等によります資産減耗費として3,342万633円となっております。

決算書の37ページを御覧ください。

37ページに、有形固定資産の種類や減価償却につきましてまとめた固定資産明細書というものがございまして。こちらの表の右から4列目になります。4列目の一番末尾に計という金額が載っております。7億3,000万円ほどを含んだものが、先ほど説明いたしました有形固定資産減価償却等に含まれております。

それでは、支出項目はまた明細の説明に戻りますので、決算書の34ページを御覧ください。

失礼しました、32ページの末尾のほうを御覧ください。

1款2項の営業外費用の主な内訳でございまして、企業債の利息償還に伴います支払利息として1億426万3,270万円、漏水減免等によります過年度使用料の還付による雑支出として147万1,092円となっております。

続きまして、次ページの33ページを御覧ください。

1 款 3 項特別損失の主な内訳ですが、流域下水道維持管理負担金の精算によります過年度損益修正損として430万9,296円となっております。

続きまして、資本的収支について説明いたします。恐れ入りますが、決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

3ページ上段の収入から説明いたします。

まず、1 款 1 項の企業債は、予算額1億6,240万円に対しまして、決算額も同額の1億6,240万円となっております。

次に、1 款 2 項の補助金は、予算額5,160万円に対しまして、決算額も同額の5,160万円となっております。

次に、1 款 3 項の負担金は、予算額3億577万7,000円に対しまして、決算額3億989万9,880円となっております。

次に、1 款 4 項の固定資産売却代金は、予算額1,000円に対しまして、決算額ゼロ円となっております。

続きまして、下段の支出について説明いたします。

まず、1 款の建設改良費は、予算額3億1,295万3,000円に対しまして、決算額3億424万2,495円、翌年度繰越額470万円、不用額401万505円となっております。

次に、1 款 2 項の企業債償還金は、予算額6億3,428万8,000円に対しまして、決算額6億3,428万7,081円、不用額919円となっております。最終的に資本的支出は支出が収入を上回り、4億1,462万9,696円の赤字となっております。

そこで、この赤字を補填するために、枠外のほうに記載しておりますが、まず、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額のほうから1,100万9,673円を補填し、次に損益勘定留保資金のほうから1億178万8,023円を補填しています。最後に、減債積立金のほうから3億183万2,000円を補填しまして、赤字の分を穴埋めしております。

続きまして、ただいま説明いたしました資本的収支の明細について説明をさせていただきたいと思いますので、決算書の34ページのほうをお開きください。

まず、収入の部から参ります。

1 款 1 項の企業債の内訳は、公共下水道事業債等によります企業債の分として1億6,240万円となっております。

次に、1 款 2 項補助金の内訳といたしましては、下水道整備国庫補助によります補助金として5,160万円となっております。

次に、1 款 3 項の負担金の内訳は、一般会計からの繰入れや工事負担金等によります負

担金として3億989万9,880円となっています。

なお、1款4項の固定資産売却代金につきましては、該当がありませんでした。

続きまして、次ページ、35ページを御覧ください。支出について内訳を説明いたします。

まず、1款1項の建設改良費の主な内訳は、下水道築造工事や設計委託費等によります公共下水道整備費として2億527万8,447円、流域下水道建設負担金として7,425万4,748円、最後に印刷製本や通信費等によります受益者負担金経費として9万5,589円となっております。

続きまして、1款2項の企業債償還金の内訳ですが、こちらは企業債元金の償還によります企業債償還金として6億3,428万7,081円となっております。

なお、建設改良に関しましては、決算書の24ページに令和5年度に実施いたしました下水道築造工事や既設管の更正工事につきまして掲載しております。後ほど工務課長のほうから説明をさせていただきます。

また、企業債の償還金に関しましては、決算書の38ページから42ページのほうに明細をつけておりまして、その中に起債の種類であったり年度ごとの償還額、さらに未償還残高等について掲載しております。併せて御確認いただければと思います。

それでは、端末上の説明資料のほうに戻りますが、説明資料の19ページを御覧ください。

水道事業に引き続きまして、下水道事業の経営指標について説明をさせていただきたいと思っております。

こちら、過去5年間の指標の推移を表とグラフで表示しております。上から順に説明してまいります。

まず、経常収支比率ですが、こちらは下水道使用料や一般会計からの繰入金等の収益で、どの程度、維持管理費や支払い利息等を賄えているかということを表す指標ですが、100%以上であれば黒字ということを示しております。令和5年度は112.35%となっております。前年度に対し、さらにポイントが上昇しております。100%を超えておりますので、引き続き健全な経営状態であると言えます。

次に、経費回収率でございますけれども、こちらは使用料収入で汚水処理にかかる費用をどの程度賄えているかを示す指標になっております。経費回収率が100%を下回ってきますと使用料収入だけでは足りないということになっておりますけれども、令和5年度は107.72%ということで、前年度から2.29ポイント増えて上昇するとともに、100%を超えておりますことから、汚水処理にかかる費用を使用料収入で十分に賄えていると言えます。

次に、下段のほうに参りまして、有形固定資産減価償却率のほうに参ります。こちらの

指標は、償却対象の有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標になっておりますけれども、一つ、資産の老朽化度合いを見ることもできます。数値が高まりますほど法定耐用年数に近い資産が多いということを示しております。令和5年度は46.59%と、前年度に対してさらに1.55ポイント上昇しております、法定耐用年数に近い資産の割合が引き続き増え続けているということを示しております。

最後に、管渠老朽化率でございますけれども、こちらは法定耐用年数を超えました管渠延長の割合を示す指標になっておりまして、管渠の老朽化度合を示しております。数値が高いほど法定耐用年数を経過した管渠が多いということを示しておりますけれども、令和5年度は初めての数値として表れてきております。数値といたしましては0.09%となっております、老朽化率は今時点ではまだまだ低いのかなというふうになっておりますけれども、今後、老朽化率が上昇してくることが予測されておりますので、事業費の平準化であったり含めまして、長期的な視野に立って計画的な更新への取組を始めていく必要があると考えております。

以上が経営指標に基づきます下水道事業の経営分析となっております。

それでは、決算書のほうに戻りまして、決算書5ページ、6ページを御覧いただきたいと思っております。剰余金の処分についての説明に移らせていただきたいと思っております。なお、この損益計算書につきましては、消費税額抜きで表記しております。

左のページ上段から順に参ります。

1、営業収益は16億4,495万5,041円、2、営業費用は18億2,531万426円となっております、営業収益は1億8,035万5,385円の赤字となっております。

次に、3の営業外収益は5億2,460万4,346円、4の営業外費用は1億573万4,362円となっております、営業外損益は4億1,886万9,984円の黒字となっております。

次に、右のページのほうに参りますが、5、特別利益が3,338万1,595円、6の特別損失が430万9,296円となっております、1の営業収益から6の特別損失まで全て通算しますと2億6,758万6,898円の当年度純利益が発生したということになってまいります。

この当年度純利益に前年度から繰り越しております繰越利益剰余金としての1,447円、そして資本的収支の赤字補填に使用しました減債積立金の3億183万2,000円を加算しまして、未処分利益剰余金としては最終的に5億6,942万345円となっております。

こちらの処分案につきまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、決算書の9ページを御覧いただければと思います。

こちらに剰余金の処分計算書（案）を掲載しておりますけれども、当年度純利益2億6,75

8万6,898円と繰越利益剰余金1,447円を合算しました剰余金として2億6,758万8,345円となりますが、そのうち2億6,758万7,000円を減債積立金として積み立てたいと考えております。そして、その他未処分利益剰余金変動額の3億183万2,000円につきましては、赤字補填の際に既に資金的収支の中で工事代として充てまして事業資産に形を変えておりますために、自己資本金のほうへ組み入れたいと考えております。最後に、処分の結果生じます端数の1,345円につきましては、翌年度へ繰り越したいと考えております。

最後になりますけれども、端末上の説明資料のほうの21ページ、23ページ、24ページのほうを御覧いただければと思います。

21ページのほうには、企業債未償還残高と償還額の推移について、23ページにつきましては、下水道使用料収納率の推移と取組について、24ページには下水道使用料の不納欠損についての資料を掲載しております。参照資料として御覧いただければと思います。

それでは、令和5年度に実施いたしました管渠工事であつたり管路の調査業務委託の内容につきまして工務課長から説明を行いますので、引き続き御清聴賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） まず、お手元の筑紫野市下水道事業会計決算書の24ページをお開きください。

建設工事及び改良工事などの概況で、令和5年度に施行しました1,000万円以上の工事4件及び500万円以上の測量設計等業務委託1件を記載しております。それと端末のほう、説明資料として25ページに令和5年度下水道事業箇所図として掲載しております。こちらについても見ていただくと、図面の表示が画面に対して大変見にくいかと思っておりますので、申し訳ありませんが、お配りしている資料のほうを見ていただければと思います。令和5年度下水道事業箇所図（工事・委託）というA3の図面になります。よろしいでしょうか。

では、御説明させていただきます。

令和5年度の工事につきましては、下水道管更正工事、下水道管布設工事及び災害復旧工事の4件及び管路調査業務委託1件を行っております。

まず、箇所図を御覧ください。

箇所図の見方を御説明させていただきます。地図の下地には、広域的にそれぞれ全工事委託の箇所を表示しております。下地の上に、それぞれの工事箇所を拡大したエリアを表示しております。赤色については管路調査業務の箇所です。青色については下水道管更生工事の箇所です。緑色については下水道管布設工事の箇所です。オレンジ色については災

害復旧工事の箇所となります。

それでは、まずは工事のほうから説明をさせていただきます。決算書24ページと箇所図を見ながら、それぞれの工事の御説明をさせていただきます。

決算書のほう、1番と2番につきましては関連工事でありますので、まとめて御説明させていただきます。針摺地区（3工区）下水道管更生工事と針摺地区（4工区）下水道管更生工事です。箇所図の右下に拡大図を表示しております青色の部分になります。この工事は、既存の下水道管を利用して、その管の中にライニングといたしまして特殊な膜をつけて管を強固なものにした工事で、針摺のゆめタウン周辺の工事となります。3工区、4工区の総延長は367.9メートル、総事業費は3,640万4,500円です。

次に、決算書のほう、3番につきまして御説明させていただきます。藪ノ元雨水幹線災害復旧工事です。箇所図の左下に拡大図を表示しておりますオレンジ色の部分になります。上古賀の若八幡に隣接している藪ノ元雨水幹線の右岸の護岸が令和5年7月の大雨により被災したことにより、延長24.2メートルの復旧工事を行ったものです。事業費は1,287万3,300円です。

次に、決算書のほう、4番につきまして御説明させていただきます。ちくし台団地（5工区）下水道管布設工事です。箇所図の下、左から2番目に拡大図を表示しております緑色の分になります。現在この団地はコミュニティプラントで汚水処理の運営がなされているところですが、運営側の西鉄及び団地自治会との協議により公共下水道に切り替えることになったため、令和3年度から3か年で工事を行っており、今回は5工区目の工事となります。下水道管の布設はこれで最後となります。延長は619.9メートル、事業費は5,054万9,400円です。

続きまして、決算書24ページの下、測量設計等業務委託につきまして御説明させていただきます。

1番、筑紫野市下水道ストックマネジメント計画に伴う管路調査業務委託（二日市B）です。箇所図の右上に拡大図を表示しております。既存の下水道管においてカメラ調査を行い、工事を行う箇所の選定を行うための業務委託で、拡大図内左端のほう、真ん中あたりに西鉄二日市駅が書いてあると思います。その西鉄二日市駅周辺の赤色で示している下水道管の調査を行っているものです。調査延長は5,425メートル、事業費2,309万8,900円です。

以上で、令和5年度に施工しました水道工事及び改良工事等と測量設計等業務委託の概況説明を終わらせていただきます。

それでは、令和5年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、よろしく御審議の上、認定及び御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 工事のコミュニティプラントから公共下水にするのは再確認だけど、全額ゼロでやりよるのかな。受益者負担はないのかな。どうやったかな。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 受益者負担金は、西鉄のほうからいただくことになっております。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 宝満川上流域のあれは、今もう中継基地になってるだけやない。将来的にずっとこのままになるのかな。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 現時点では、引き続き、将来あそこに処理場を建設するという計画のままです。

○委員（田中 允君） 計画はあるわけ。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 計画はまだ残っております。ただ、現状では、当面は、今、おっしゃったように中継基地として機能して、下流側の宝満川流域に流し込んで処理しているような状況でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。認定第12号、令和5年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。認定第12号、令和5年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件について、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決及び認定すべきものと決しました。

しばらく休憩します。1時から再開します。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時00分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

それでは、議案第47号、工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

職員はそのままですので、引き続き執行部より説明をお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは、議案第47号、工事請負契約の締結についてです。

議案書は31ページです。説明に当たり、端末のほう27ページをお開きください。よろしいでしょうか。

では、御説明させていただきます。

筑紫野市議会、前回6月議会の建設環境常任委員会の所管事務報告として、常松浄水場中央監視装置更新事業について審査を行っていただいた案件の工事請負契約の締結について議案として提案させていただいているものです。

1、提案理由です。

運用開始から約30年経過している常松浄水場の中央監視設備について、水道水の安定供給や一層の業務効率の改善を図るため、老朽化に伴う更新工事を行うものです。本工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

2、工事概要です。

名称、起工第116号、常松浄水場中央監視設備更新工事、落札者、メタウォーター株式会社九州営業部、落札金額、2億900万円。設計金額は2億1,291万6,000円でした。

期間としましては、議会の議決があったことを通知した日の翌日から令和9年2月27日までです。納入場所は筑紫野市大字常松148番地、常松浄水場内になります。

内容としましては、システムラック一式、場内コントローラ盤1面、3号取水井現場操

作盤1面、排水桝排水ポンプ現場操作盤1面、排水処理現場I/O盤機能増設一式、ナンバー1から3送水ポンプ現場操作盤機能増設一式、集水桝現場操作盤1面です。

3、中央監視設備のイメージを下のほうにつけております。

こちらの写真ですが、左側につきましては、常松浄水場の現場の中央監視装置です。常松浄水場の心臓部になりますが、この装置は、右側の写真を見ていただきたいんですが、これは春日那珂川水道企業団の中央監視装置の写真を企業団からお借りしまして、あくまでイメージではありますが、今回の工事によりこのようなシステムに変わります。

説明は以上です。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方、ありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 特殊な機械みたいやけど、公募は何人ぐらいあったのかな。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 1社です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） そこら辺りが1社になったのなら、その経過についてきちっと説明してもらわんと分かんよ。いや、これを通すか通さないかは、はっきり分かんよと言いたい。なぜ1社なのか、そこの正当な理由を説明してください。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） こちらの契約につきましては、一般競争入札で入札を行った経緯になっております。一般競争入札に1社が手を挙げたというところで、その1社と契約を今結ぼうとしているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 随契と同じような形じゃないと。1社というたら随契みたいで、こういう業者というのはないのか、あるのか、あなたたち調査したの。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 電気関係の業者につきましては、結構な数の業者はいると思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、なぜ競争入札でたった1社で随契みたいな形で終わった

のか、そこら辺りが不明確というか不明瞭というか。ここだけ、この会社しかないシステム、絶対ここがと。どこへかけても、日本でも外国でも一緒やけど、とにかくこれに勝るといふか、これと同等品とか、そういう何といふかな、監視タワーといふか監視機械といふか、そういうのはないの。

そこら辺りをはっきりしとかんと、1社で何でって、随契と一緒にじゃないのってなるやない。それは、あなたたちが所管やないですといふかもしれない。でも、あなたたちが使う機械やけん。はっきり、所管の機械よね。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） こちらの分につきましては、一般競争入札と先ほど言ったとおり、まずは公募というのがありまして、一般競争入札で仕様書の内容、それから工事期間、積算価格等々をまず公表して、それに対して、まずは応札される方いませんかといふことだから諮って、それで手挙げてきたのがまず1社です。その1社がきちんとうちの契約に堪えられるのかどうかといふのをまず審査します。審査をして、それで大丈夫だといふことになると、それから入札といふことで、応札をしてもらって、うちの予定価格よりも下回れば、議会の議決を経て契約という形になります。

今回、田中委員が言われるとおり、何でこんなにいっぱい業者いるのといふ話にもなるんですが、まずは一つが金額的に高いのと、あと工事期間ですね。工事期間がどうしても令和9年2月までといふことで、今、物価高とかで工事が単年度であれば落札業者さんは結構いらっしゃるんですけど、工事期間が長いと、人材がそこまで確保できるかどうかといふのがあって、手を挙げられる方がなかなかいらっしゃらないといふのが現状でございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認になるんですけども、今の既設の設備において、今後更新される予定ではありますが、会社といふのは今回の業者と同じなのか違うのかといふのをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） メタウォーターは、現在、点検業務委託とかで契約をしている業者ではございます。

○委員（前田倫宏君） 前造った会社かどうかは。この設備を造った会社は。

○上下水道工務課長（山田 学君） 設備を造った業者も一緒でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） いや、結局、今の旧施設があるたいな、それを造った業者が今度も落札したっちゃうこと。そこら辺ははっきりして。そしたら何で1社ということになるやない。

それと、今言うた設計コンサルタントたい、コンサルタントはどこがしたの。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 設計は日本水工設計という業者です。

最初に造った業者もメタウォーターで、今回の契約の相手方もメタウォーターでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、その設計金額が2億1,200万ぐらいやな、300万ぐらいになっとうたい。これも自分で設計して自分で入れた金額やろうもん。設計業者が違うと。その前の会社、維持補修しよった会社、その会社がここをとったわけやろ、今度。とったわけやろ。何か分からんな。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 日本水工設計は、今回の常松浄水場中央監視設備更新工事の詳細の設計をした会社です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで2億1,200万を出したっちゃろ、2億1,200万。そういう見積りをつくったわけやろ、積算したわけやろ。そしたら、それに対して1社というのは考えられんわけよ。日本水工と、このメタウォーター、何か話おうてできたような出来レースのように感じるよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 私たちとしては、ちょっとそういった認識ではないところではございます。

○副委員長（段下季一郎君） 関連で。

○委員長（宮崎吉弘君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） ちょっと基本的なことかもしれないんですけど、公募型プロポーザルだとかじゃなくて一般競争入札ということだったと思うんですが、一般競争入札は、ホームページだけじゃなくて、一般競争入札を検索できるようなサイトとかああったのにも掲載されるのかなと思うんです。要は誰でも見れるような状態で、そういった

関連業界の人はそれを見て営業というか、次の工事を探していくみたいなことをするかなと思うんですけど、この情報も当然そういったサイトに載って広く公表されたという理解でいいのでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 建設新聞などがございますけども、そういったのは載っているかと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） じゃあ、少なくとも、あなたたちからほかの会社にもこうして公募しとるよって、出てこんねとか、そういう経過とかないの。1社で来て、全然何も疑問を感じず随契したわけですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 申し訳ありません、入札の手続……。

○委員（田中 允君） それは分かっとうけど、それ言わなしようがない、あなたたち所管外けん。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 入札についていろいろ議論がなされていますけど、指名競争入札にはならなかった理由というのがあるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 指名競争入札は5,000万円という区切りがありまして、それ未満ですか以下ですか、ちょっと今あれですけども、それ以下であれば指名競争入札のパターンで進めるという形になります。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） このメタウォーターというところは、この近隣での実績のようなものがあるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） すいません、私どもとしては、ちょっとメタウォーターの実績は調べておりませんが、当然財政課の契約のほうは、そういった実績等は調べているとは思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、これ以上もう原課に言うてもさ、ちょっと財政課というか。財政課かな、これやったのは。財政課を呼んで説明を求めて、聞いてみましょう。そ

うせんと今の状態でこれを通しよったら、議会は何のための議会かって言われるよ。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時14分

再開 午後 1 時20分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き再開します。

部長のほうから答弁でよろしいですかね。よろしくをお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） まず、一般競争入札になったということで、理由としては5,000万以上の分については一般競争入札にしますよと。その中でまず、一般競争入札になりますので仕様書関係を決めまして、公募を出したところです。その中で、公募をして手を挙げてきた業者さんが、全体の中で1社さん、その1社さんを今度は、指名選定委員会というのがありますので、一般競争入札でその指名選定委員会の中で、業者さんの資格、この契約に対して堪えられるかどうかという審査をさせていただきます。その中で十分堪え得る業者さんであるということで決定いたしまして、それを今度は、田中委員おっしゃるとおり1社しかいないんですが、随意契約ではなくて公募した中でたまたま手を挙げた方が1社しかいなかったというので、その業者さんと今度は1社随契という形じゃなくて、まずは入札書を出してもらって、その入札書が予定価格よりも下回ってれば契約の相手方になり得ると。それを、5,000万円以上であれば当然議会の議決事項になりますので議会の議決に付すというのが形になります。

今回、先ほど競争の原理というので言われますが、指名選定委員会の中でも、それ相応の手順を踏んで、もうこの業者で契約してもいいという形になって今回上がってきていますので、契約の事務については不備はなかったのかなと考えております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それはそれとして、部長の説明を受けて、なおかつ我々やっぱり財政課がどのような形にしたのかを求めんと、議会は何ね、全然所管外というか、入札の担当外の原課からの答弁だけで行きましたって。じゃあどのような公開をしたのか、ただ単に一般にずっと広げたのか、載ったかどうかは私は知らんけど、いつ頃載せて、どのような経過でこのようになりましたというその経過をきちっと知りたい。あなたじゃ分

からんやろうが。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時23分

再開 午後 1 時36分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

今問い合わせてあるこの事案については、今の時点では保留にして、担当が後から来るそうですので、そこで再開をしたいと思います。一旦ここは保留にします。

次の議案第53号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第1号）の件について説明をお願いしたいと思います。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） では、議案第53号、令和6年筑紫野市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

お手元の議案書のページ数は38ページとなっております。提案内容補足説明書につきまして、ページ数は13ページとなっております。説明内容につきましては、お手元の端末上の29ページ目になりますけども、こちらのほうで御説明差し上げたいと思います。

まず、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第1号）の内容につきまして、提案理由といたしまして、水道メーターの検針業務、こちら今3か年単位で委託をしておりますけども、令和6年度、今年度が最終年度となっております。そして、令和7年度からは新たな業務委託が始まりますけども、それに向けて準備を行っている最中でございます。そうした中、仮に新しい業者さんが受注した場合は、現委託業者さんとの間で現場の引継ぎ確認、あるいは注意点とか方法について、しっかりと引継ぎをしていただく必要がございます。そういった面で、次年度の委託内容ではございますが今年度10月ぐらいいん入札を実施したいというふうに考えております。

そして入札を実施しまして、年明けに2回ほど検針作業ございます。まず、1月検針、こちらは11月、12月分の使用料に対する検針作業でございます。そして3月検針、こちらが1月、2月の使用料についての検針でございます。その2回の検針作業を経る中で、新しい業者さんのほうにしっかりと現場の検針作業のノウハウを引き継いでいただく期間として設定したいがために、このタイミングで補正予算の計上を提案させていただいたものです。

そして（２）の補正予算の金額でございますけども、令和７年度が1,696万4,000円、８年度が1,704万7,000円、９年度が1,717万1,000円の計３か年度分で5,118万2,000円というふうになっております。

そして、検針業務の内容ですけども、期間といたしましては、早ければ今年の10月以降に入札をさせていただきまして、それから令和10年３月31日までが期間となっております。

ただし書をさせていただいておりますけども、ただし、今年度中、契約後から年度内は試行・引継ぎ期間という形で設定をさせていただきたいと思います。なお、この期間につきましては実質業務委託料が発生しないという条件をもって入札にかけたいと思っています。

そして、業務内容ですが、大きく二つに分かれます。

まず、検針業務、こちらは検針員さんが水道メーターがある現地に赴きまして、メーターの数値を読み取ります。今スマートフォンのほうで読み取るようになっておりますので、そちらに数値等の入力作業を行っていただくという内容になっております。

そして、下のほうに再検針業務というふうにございますけども、これは、一旦数値を現地に行って読み取った後に、私どものほうで数値的な内容をある程度見ますけども、異常な数値ということで、これは主に漏水だったり使い過ぎといった原因がございますが、異常な数値を示した際は改めて検針員さんに現地に赴いていただきまして、漏水が発生していないかどうか、あるいは、お会いできるのであれば利用者のほうに使用状況の聞き取り調査をしていただくというような業務になっております。

そして、令和７年度以降の想定される件数でございますけども、７年度がスマートフォンによる検針件数が年間で19万件、先ほどの二つ目の異常水量箇所の再確認件数が750件、８年度が検針業務が19万2,000件、再確認業務が750件、最終年度９年度が検針業務が19万4,000件、再確認が750件となっております。年々、現在でも水道の加入者、利用者が増えている傾向がございますので、７年度以降も見込みとして年間2,000件ずつ検針件数を増やしているところでございます。

以上につきまして、御審議賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） まず、件数が毎年2,000件増えている、これは今増えているからと言われたけど、さっき決算のところ年度の増加件数はこんなに多くなかったなというのがちょっとあったので、この2,000件の根拠になる場所ですね。どの辺りで増えて

いくのかというところと、あと、異常な水量箇所の再確認の750件というのは、どういう割合で算定されるのかというところと、基本的に補正予算の毎年度の金額の算定根拠というものをお示しいただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時44分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 先ほどの御質問についてでございますけども、件数は人数とちょっと比例しないところがございます。というのが、核家族化といいますか、単身世帯化といいますか、そういった面で今までは四、五名の世帯として1件で申し込まれてた方が、出入りがある中で、お一人で1件というような件数の推移に移り変わってきておまして、今の実績ベースで想定したところが先ほどの、多ければ年間2,000件ほどまだ今後増えていくんじゃないかと。そういった見込みでさせていただいています。

給水人口自体は、決算書のほうでは対前年度比33名しか増えてない中で、これほど検針件数が増えるのかという疑問が生じるころは確かにございますけども、実際の検針件数を推移で見たら、2,000件ほど見込んでいたほうが実態に近いのかなということさせていただいております。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本さんはそれでよかったんですかね、もう一つ質問してなかったですか。

係長。

○料金担当係長（猿渡康弘君） 異常水量箇所の内訳についてですけれども、細かい数量はこちらのほうでも把握はしてないんですが、原則検針員にこちらからお願いする分については、水量が増えている分を再確認していただいて、例えば漏水していることがないとか、あと使用人数が増えてないか、そういったものを確認するような形になっております。

水量が減る分については、メーター故障とかの疑いもありますので、それはもう検針員に依頼する形ではなくて自分たち職員が現地に赴いて、実際に現地の状況を確認させてい

ただくという手法を取らせていただいております。

ですから、水量が増加する分につきまして、もう一度検針員に確認していただくというのが主な内容になってまいります。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） お尋ねしたのは、この750件の根拠をお尋ねしました。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○料金担当係長（猿渡康弘君） この異常箇所の根拠ですけれども、こちらにつきましては今までの実績がございまして、その実績が500件から大体700件程度を過去5年間でお願いしていますので、その実績に基づきまして750件という件数を計上させていただいているところになります。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今の説明、5年間で500なのか。5年間500から700で何とか推移してきたということなんですね。

三つ目に聞いた補正予算の金額の根拠、算出根拠というのは。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 補正予算の算出の根拠でございますけれども、こちらは、先ほどの説明資料の件数ごとに、ある程度の現在の単価を付加しておりますけれども、人件費のほうは前回の3か年度の際より、昨今の情勢を踏まえまして上昇しております。その上昇分の人件費と件数掛けるの単価、これを積算しました結果として、年度ごとの今の補正予算の金額という形で計上させていただいております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、3か年の補正予算というところで、委託料も微増ではございますけど、件数に伴って上がってきている状況かなと思います。

昨今ですとスマートメーターを取り入れている自治体もありまして、今後その委託料が増えていくということも考えたときに、そういったことの検討も今されているのかなと思うんですけれども、その分、デメリットとして初期の設備費等が高額になるケースもあるんだけれども、その辺というのは今どのように考えておられますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） スマートメーターについてですけども、今現在、

水道メーターを納入していただいている業者さんのほうから、協力という形で無償でお借りして、今併用して何基かやっている最中でございます。遠隔的に数値を飛ばしてくれて、現地に赴くことなく把握できるという大変利便性が高いものではございます。

一方、デメリットといたしますか懸案事項もございまして、まずコストですね。ちょっと試算をしたところ、これは一番普及しております口径13ミリの水道メーターの結果なんです。既存の水道メーターであれば1台当たり3,000円程度で購入できます。一方で、スマートメーターとなりましたら、これが8,400円と今現在の見積りでは出ております。それと、スマートメーターということはイコール電波で情報を飛ばさないといけないんですが、そのための通信機器代が別途必要になりまして、そちらがメーター当たり1台必要ですが、1万2,600円が別途かかってまいります。それに月々の通信代として100円が乗っかってきます。

それを考えますと、今、筑紫野市のほうではおおよそ3万1,000件ほどメーターが設置してあります。仮に先ほどの13ミリ前提で試算しますと、機械の設置費、これは8年間使えるという前提で考えましたら、通常メーターからスマートメーターに全部切り替えたとしてインシャルコストだけで1億7,000万円ほど余計に出費がかさみます。そして維持費、検針をするための維持費ですけれども、スマートメーターは月額100円の利用料がかかります。通常メーターですと検針員さんが現地に赴いていくんですけれども、実はこれ2か月に1回の検針なので、2か月に1回で1件に80円弱ほどかかる計算なので、そうしますと、検針含めた維持費で見ましたら、年間で結果的に2,200万円ほどスマートメーターが割高ということで、今現時点ではコスト的にちょっと見合わないかなということで、継続して動向を注視していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第53号について、討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第53号、令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

今度は課が違いますので、しばらく休憩します。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時55分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

所管事務報告に入りたいと思います。

水質調査等の結果について、執行部より報告をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 職員が入れ替わりましたので、職員の紹介をさせていただきたいと思います。

環境課長の益永でございます。

○環境課長（益永 晃君） 益永と申します。よろしくをお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 係長の小椎尾でございます。

○環境保全・廃棄物担当係長（小椎尾公憲君） 係長の小椎尾と申します。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） よろしくをお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 皆さん、こんにちは。まず環境課のほうで所管事務報告を始めさせていただきたいと思います。ちょっと不慣れな部分もありますので、すいません、御面倒をおかけしますがよろしくお願いいたします。

所管事務報告については、1ページ目に掲げてありますとおり、生活環境保全連絡会についてでございます。二つ目が水質調査等の結果について（平等寺地区）、この二つについて御報告申し上げます。

次のページをお開きください。

こちら、資料1とタブレット上は書いております。筑紫野市生活環境保全連絡会につい

てでございます。こちらは令和6年7月29日に開催をさせていただいております。

環境保全連絡会については、平成10年から旧産興処分場に係る情報の共有を行う場、水質の確保等保全に努めるために、各団体から実施した調査結果を踏まえて意見交換を行う場としております。

次のページになりますけれども、3ページ目、こちらが当日のレジュメになっております。

4ページ目をお開きください。4ページ目が出席者の内容になっております。

福岡県が環境部監視指導課より4名、筑紫保健福祉環境事務所より1名、本市においては副市長、そして環境経済部長、環境課長。ちょっと下のほうになりますけど、事務局として本市の環境課から2名になります。オブザーバーになりますけれども、筑紫野市からは上下水道料金総務課長及び上下水道工務課長。太宰府市においてが上下水道課より1名、小郡市より生活環境課から2名、参加をしております。

右のページが席次表になっております。省略をさせていただきます。

会議録が通知でお示した中身になっております。資料中の下のほうにページ数がありますので、1ページ、2ページについては本市の副市長の挨拶、そして、福岡県の挨拶となっております。

次、めくりまして3ページと書いてあるところが議題となります。

議題については、各団体、福岡県、筑紫野市、そして山神水道企業団、こちらの内容をそれぞれが報告している形になります。

こちらの内容につきましては、前回の6月議会の委員会のときに資料共々説明した内容となっておりますが、次のページめくっていただいて、5ページ、上から12行目になりますけれども、県の結果としては、こちらに書いてあるとおり、上から12行目になりますけれども、年7回測定してと書いてあるところですけども、その先に、検査結果自体は昨年度に引き続き特段異常な値は出ておりませんということで、県のほうから報告をいただいております。

そして、同じ5ページの(2)に入る前の下から3行目でございますけれども、二酸化炭素とメタンについても例年のデータと比較しても特段変わりのないような結果となっておりますということで報告をいただいております。

続きまして、筑紫野市の水質結果の報告になっておりますが、ページをめくっていただいて、ページ数は7ページ、真ん中の段、上から数えると14行目になりますけれども、3月の①St-12というところからちょっと読み上げさせていただきます。

S t -12の全マンガンのところを御覧いただけたらと思いますけれども、0.2ミリグラムパーリットルの基準に対して、0.81ミリグラムパーリットル、⑨のS t -11においても0.2ミリグラムパーリットルに対し0.84パーリットルの数値が示されておりますということをお述べさせていただきました。

また、ウランに関係するものもその下に書いておりますけれども、こちらS t -12についても、0.002のパーリットルの指針値に対し、0.0052ミリグラムパーリットル、⑨のS t -11においても0.0025ミリグラムパーリットルということで、指針値を上回る結果が出ておりますということで報告をお述べさせていただきます。

そして、隣のページ、8ページになりますけれども、下から10行目、7ページでございますけれどもというところに書いてあるんですけども、全マンガンとウランの関係が市としても非常に気になる中身でしたので、2か年の検査項目の結果をお示しいただいた資料を添付して報告いたしました。S t -12においては、令和4年の8月と9月以外は指針値を上回る数値となっており、高い数値のまま推移しているところであります。S t -11も同様でございますけど、全マンガンについては指針値を下回る場所がありますが、おおむね高い数字をお示している場所でございますということで、皆さんに報告をおさせていただいたところでございます。

(3)については山神水道企業団の報告内容になります。

次、めくっていただいて、9ページと書いてあるところの下から4行目になりますけれども、これが結果になっておりますので、そこは省略をお示しいただきたいと思っております。

19ページ目のほうは水道法に基づいた51項目の検査になっております。検査内容としては全て異常なしと報告させていただきますということで、議事のほうを終わらせていただいております。

続きまして(4)でございますが、10ページ、右のページになりますけれども、意見交換で私のほうから、前回の常任委員会の中で、生活環境保全連絡会の中で聞いてほしいというような中身をこの場でお示しをさせていただくようにお願いをしております。

上から4行目、1月から3月までの検査結果において水温が20度近く高くなっている地点が点在していること、また、その2行下になりますが、1月分のBODの数値が載っているところですが、観測された点でいうと、S-3、S-4、B-6、こうしたところが他の観測地点と比べ高い値が検出されている場所でございますということでお示しをお願いをしております。

その2行下に、ナトリウムイオンやカルシウムイオンにおいても、他の観測地点より著

しく高い点が見られたのでそちらについても御教示いただけたらということで、問合せをさせていただいております。

それから3行下でございますけれども、先ほどちょっと報告の中で申しあげました令和4年度から5年度の2か年間、S t-12から11の箇所において、ウラン、マンガンの値が指針値を超える状況が続いておりましたので、本市といたしましても、福岡県と現状を共有しまして、状況を注視していきたいと考えているところでございますが、この検査結果について見解を賜りたいと思うというようなことで、意見交換の中で問いかけをさせていただいております。

県の回答としましては、その一番下にありますけど、恐らく1月から3月、次のページをめくっていただいて、20度近くを推移していた水温ですけれども、S-3、B-4、B-5、これらの水温でございますけれども、年間を通して外気の影響を受けないので変化がないというような回答をいただいております。

続きまして、BODの数値が高いもの、理由といたしましては、またちょっと説明したいと思うんですけども、硝化反応の抑制する薬剤を添加後に測定したBODは低くなっているので硝化細菌が原因であると考えております。ただ、数値自体に問題があるとは考えていませんという回答でございました。

続いて、イオン項目に関する御質問ですけれども、こちらの項目を測定している理由として、水の性状または傾向を把握するため、あくまでも参考で測定しているものですので、良いとか悪いとか、そういった評価の対象としていないものということで回答いただきました。

最後に、全マンガン及びウランが指針値を超えているという状況についてでございますが、筑紫野市さんの水質の検査の結果ということなので、福岡県がその見解を示す立場にないということで、福岡県のほうで測定している水質検査に問題があるとは考えていないというような中身の回答をいただいております。

最後に、改めて本市のほうから情報共有して今後も注視してまいりたいということでお話をさせていただいて、会議録を終わらせていただきます。

次の右のページからが県の資料になります。位置図や写真、常任委員会の中でも出させていただいている水質検査の地点の資料や、ガス調査地点の位置図、それから、22ページからがCODの水質のグラフ、その他もろもろとなっておりますが、ずっと飛ばさせていただいて、44ページまで、こちらのほうは、大体見ていただいた中身の資料が1年間分を通して福岡県のほうから提供があったところでございます。概要として結果のほうはお話を

させていただいたとおりでございますので省略をさせていただきたいと思います。

続きまして、45ページからでございますけれども、大体中身としてこちらのほうも常任委員会の中で説明をさせていただいている資料となりますが、こちらのほうが52ページまでございます。

ただ、ちょっとすいません、46ページ、今通知を出しましたけれども、これはちょっと後から報告させていただきます資料の中身と同じものでありますので、その中で説明をさせていただきたいと思います。

それ以降については、検査の月が4月から3月にかけて、また、年に2回行う検査について数値の結果が出ているところでございます。

そして、今通知出しましたけれども、過去、令和4年度から5年度にかけての折れ線グラフがございまして、これは上のほうがSt-12の折れ線グラフ、そしてSt-11の折れ線グラフとなっております。過去の常任委員会の中でお示しをした数値を折れ線グラフに変えたものでございます。ほとんどの数値が指針値を超えているものということで福岡県さんのほうにお示しをした中身になっております。

右側のページでございますけれども、山神水道企業団からの水質検査の結果、内容になっております。

ページをめくっていただいて、地図があると思います。

令和6年度がダム上流水質監視体制ということで、説明申し上げますけれども、山神ダムさんが行っているのが、山口側のほうと山神ダムの奥で、こちらちょっと見にくいかと思えますけど、赤い三角がついたもの、St-3とSt-4というものについては、月1回、これらの検針を行っておるということでございます。

そして、St-3から11、12、12”、13、18、19、31-(B)と31-F、いわゆるこの丸の緑がついているところについては、毎日目視での確認と、電気伝導率、いわゆる水の中に不純物が入っているかどうかの検査を毎日行っているということでございます。

次ページをめくっていただいて、山神ダムが月1回の検査を行っているSt-3と、右側のページ、St-4の年間の検査内容になっております。

ページをめくっていただいて、次が処分場直下簡易検査ということで、毎日行っている検査を月の平均値で、4月から3月までまとめたものがこちらになっております。

次のページ、右側のページは59ページからになりますけれども、これが日報の検査の中身になっております。ずっと70ページまでありますので、ちょっと飛ばしていきたいと思えます。

今、通知を出ささせていただきましたけども、右側のページ、原水水質検査結果ということで、山神の原水近くで取水した中身の検査になっております。

次まためくっていただいて、文字が細かくて申し訳ございませんけれども、左側のものが原水に関する水質検査の結果表となっております。右側が浄水の検査結果になっているところで、ソウショは先ほど概要で申し上げたとおり、異常はないというような中身で報告を承っているところでございます。

次めくっていただいて、原水、電気伝導率及びCODということで、こちらは山神のほう昭和60年から令和5年にかけて行ってきた検査内容でございまして……。

○委員（横尾秋洋君） 画面が横にならん。

○環境課長（益永 晃君） ちなみに操作方法を、画面をロックするという機能がございまして、画面のロックにつきましては人差し指で画面の表示されていないところをすっと出すと……。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後2時12分

再開 午後2時16分
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 資料については、まず一つ目の環境保全連絡会については以上でございます。もう少し立派な資料作りに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、今、報告を受けましたけども、質疑がある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 最初に、本当、今回の資料すごく分かりやすく、すごくいい内容だなと思ったんですけど、残念ながら今から話しするのは会議録のほうなんですね。

会議録の副市長の挨拶が、ペーパーベースで言えば2ページ目ですね。5行目から、現在は、福岡県の指導により受託廃棄物の搬出が進んでおりますが、依然として場内には受託廃棄物が残されています。これらのことから、施設内及び周辺地域の硫化水素ガスや水質等の検査が定期的実施され、現在はおおむね基準値を下回る数値を示している状況です。

確かに現状を表した言葉かなと思うんですけど、実は前までこの会議の冒頭、平嶋副市長の挨拶の中には、それに続いて、許可容量を超えて埋め立てた廃棄物の撤去に係る改善命令の履行について強く指導していただきますようお願い申し上げますという言葉があったんです、前まではね。

というところで、私たちというか、認識では、あの処分場に関しては、許可容量を超えて埋め立てた廃棄物の撤去というのが最後まで残された問題じゃないかなと思っているので、1年に1回の情報を共有するこの会議でこのことを出し続けられない限りは、あの問題が消えていくというふうに思っているんですね。この副市長の挨拶から消えていくと、もう誰も言わなくなる、共通認識としてね。

福岡県に対しても、人が替わっていけば記憶としては残っていないんじゃないかなと思っている中で、去年も同じようなことを発言させていただきました、9月の議会で。今年のを見たらやっぱりまた、もうないんですね。その辺をちょっと、どういう認識なのかですね。筑紫野市として、あそこの処分場の許可容量を超えて埋め立てた廃棄物についての認識はどうなっているのかなというところをちょっと確認したいかなと思っているんですよ。それで、もしもこのことがまだ筑紫野市として大きな課題だと思っているのであれば、生活環境保全連絡会の中できちんと副市長からの挨拶の中で発言していただく、あるいは、参加している担当の皆さんから発言していただいて、くれぐれも福岡県には忘れてもらいたくないという意味の意思を伝えないといけないかなと思っているんですね。

それで、令和2年のには載っているというので、議会の中にはたくさん残された資料があるし、皆さんにお配りするようなものもあるので、ちょっと今皆さんに見ていただこうかなと思うんですけど。会議録の2ページ目に、以前はきちんとこういう言葉があった、今はないと。このことをどんなふうに思っているのか。

○委員（田中 允君） 中身を読んでんしゃい、そしたら記録に残る。

○委員（辻本美恵子君） さっき読んだ。

○委員（田中 允君） 聞こえなかった。

○委員（辻本美恵子君） そしたらもう一度言いますね。大事なところは、事業者に対して受託廃棄物を早期に搬出し適正処理を行うこと及び許可容量を超えて埋め立てた廃棄物の撤去に係る改善命令の履行について強く指導していただきますようお願い申し上げますというのがある、今はない。

それで、改善命令の履行に関しては、これも本当は毎年県のほうが事業者に対してどうなっていますかということをお願いし続けたいと催告には当たらないんじゃないかなと思っています。

いるんですけど、今は何か文書も出さないようになってしまったと聞いているので、いよいよ何かなきものにされていくのかなというふうに思っています。

もしもこれが本当に、県がそういう認識で、それはもう問題じゃないというのであれば、少なくとも筑紫野市が福岡県に対して出した、いや、筑紫野市だけじゃなくて山神水道企業団、あるいは隣の小郡市、太宰府市と一緒に出した意見書があるので、それに対して、許可容量を超えている部分については問題ないんじゃないかというふうな文書を頂かない限りは、変だなと思っている人はまだ私以外にも何人もいるわけで、きちんとそのところを整理していただかないといけないかなと思っているんですね。それがまず一つです。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほどの辻本委員の内容についてお答えいたします。

私どものほうも、もともとからの事績は読み返して確認をしているところでございますけれども、現在、福岡県が出している許容範囲以上に廃棄物が捨てられているところについての検査結果が今非常に安定しているという専門委員会のお答えをいただいておりますので、その内容についてはそういうふうなものと認識しておりますが、現実として埋め立てられてはいけないうちに埋め立ててあるというようなことも私どものほうは認識しておりますので、先ほど辻本委員からいただいた内容については、そこについても市議会も含めて問題が本来はあるんですよというようなところを、また今度、事務レベルの会議を開く予定にはしておりますので、その旨で認識をしているところでございます。

受託廃棄物についても、以前においては廃油について出ておりませんでしたけれども、前回の委員会の中で説明したとおり、1月から3月において廃油の処分を行っており、今から説明を申し上げますけれども、徐々に増えているところでございますので、その辺りは県とか元産興さんの協力があつてこういった搬出が進んでいるものと思いますので、執行部としてはそのような認識であります。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 副市長にちゃんとあなたたちが言って発言させればいいわけよ。それだけのことよ。分かりますか。

○環境課長（益永 晃君） はい、分かりました。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 私もちよっと会議録の関係で、福岡県の吉武主任技師がおっしゃっていることなんですけど、4ページの真ん中辺り、平成18年から19年にかけての措置の

効果等もありましてということで、いわゆる措置をやったところ効果が出ていると。多分この措置っていうのは、これはアリルチオ尿素のことかなと思ったんですけど、この措置というのはどういう措置を取られたかをちょっとまず教えてもらいたいなと思ってですね。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時28分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは説明申し上げます。

すいません、3ページになりますけれども、下から5行目になります。平成18年から19年にかけて雨水排水対策工事、それから覆土、それからガス抜き管等の設置の措置を行いまして、現在は草が生い茂ったというような状況のことを指しているというところですよ。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

城委員。

○委員（城 健二君） ちょっともう1個ですが、これの筑紫野市のところの3ページから5ページにかけて、CODの関係で、特に⑨のSt-11については、やっぱり非常に数値が高いということで、これ毎回アリルチオ尿素を添加して数値を落としているような状況だと思うんですね、括弧書きに書いてあるとおりに。このSt-11って何でここだけいつもこうやって高いのかなって思うんですけど、その辺の理由というのは分かりますか。

○環境課長（益永 晃君） St-11のCODですか。

○委員（城 健二君） BODです、一番端のBOD。毎回アリルチオ尿素を添加されてるわけですよ。毎月だけ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 本来であれば、この内容について同じ資料になりますけれども、山神の平等寺の水質検査の中でちょっと細かく説明しようと思っておりましたけれども、BODについては、左側の表の説明の中の下真ん中の部分でございますが、生物化学的酸素要求量ということで、これをBODと略して言いますが、水中に含まれる有機物、まあ汚れですね、が微生物により分解される際に必要な酸素量となっております。

て、そのまま測定すると、酸素を使って分解する量が多ければ多いほどBODが高くなり、汚れが出ているよというような検査項目になっております。主には河川の水質汚濁の指標として使っております。

しかしながら、微生物の働きで使っているものですので、横にありますATU-BODという測定の仕方もありまして、BODを測定すると、本来、測定数値となる有機物の酸化以外に、微生物の働きでアンモニアなどの硝化反応による酸素消費量もプラスされて高い数値を表すことがあるので、本来のBODの数値を出すためには、アリルチオ尿素という薬品を使って、この硝化反応を抑える効果の方法も測定として出ておりますので、高く出たところをしっかりとアリルチオ尿素を使って添加すればその数値で検査項目の内容として示すことができるというような中身でございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 要はBODが高いということは、水中の汚染物質の量が多くて、水の汚れが大きいですよということでしょう、BODが高いということは。

結局は、例えば17年、18年にどんと高かったから、これじゃまずいと思って、覆土だとかガス抜きとか、そういうことをやってBODをどんどん落としたわけですよ。それで結局は今、毎月こうやってあれをやっている、BODが高いからそれをやっているということなんだけど。数値が落ちればそれはそれでいいんだらうけど、何で毎回毎回こうやってSt-11だけ高くなるのかなっていう感じなんですけどね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） この件についても年間通してある程度、どの場所でこういったものの値が高くなっているというのは事務局としても認識しておりますので、今後こういった原因が何にあるのかとかこの辺りを。よければもう注視だけでいいのかとか、ちょっとそういった何か求められるものを私どものほうも求めていきたいと思っておりますので、しっかりと今の現状を事務レベルの県との話合いの中ですり合わせていきたいと考えます。

○委員長（宮崎吉弘君） 質問ありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さっき、県が許可した範囲を超えたという話をしたんですけど、今後の事務局としては、今認識しているというところですけども、一つ目、これは苦情なんですけど、この黄色い、見えますかね、県が作った資料ですね。これの範囲が、県が認めている処分場なんですよね。例えば、この資料作っていただいて、よく分かる内容な

んですけど、この作っていただいたカラーの分、ここには、許可された範囲を超えたところを区分してあるので、こういう小さなところでも、ここは処分場、ここは処分場でないということを意識しながら図を作っていただいたら。いずれ、もしこの黄色見なくてこちらだけを見たら、この緑のマーカの中全部が処分場だという認識が広がっていく可能性があるわけなので、きちんとしたものをしていただきたい。

それと、さっき福岡県としては、ここが現状で安定しているから許可された範囲を超えたところに埋め立ててあるけれども、安定するからそれはよしとするというふうなお答えだったと思うんですけど、それであれば、この許可された範囲のところの数値を出していただきたいんですけど。福岡県も山神も筑紫野も、この許可された範囲を超えて積んであるところのデータを持ってないんですよ。だから、安定していると私たち言われても、何をもって安定していると県が言っているのかというのが分からない。

それで一番最初に、福岡県もここまで処分場だと認識して調査した時期があったんですけど、事故が起こったすぐのときに。そのときにはその部分にちゃんと廃棄物があるというデータもあって、その後一切それは出てこなくなったんですよ。それは、これは許可外のところに埋まっていることを出しちゃいけないなと思ったかどうかですけど、データは出てこない。それで、ここがもう安定しているというのであれば、安定しているデータを出していただきたい。

少なくとも、あのときは30メートルぐらい下までボーリングした調査の結果があったんですよ。事故が起こったときに福岡県自身がやったボーリング調査の結果の中に。この部分でちゃんと出てたのが、もういつの間にかそういうデータがあるものとは誰も認識していないので、ここに出されているデータ、もうこの黄色い範囲にあるものしかデータとしては出してきてないというところでは、それ以外に積まれたものについてのデータというのはないんだというふうに認識していただいて、何をもって今もう安定しているというふうに言っているのか。表面に草が生えているから分からないですよ、その下に廃棄物があるかどうかというのはね。それをもって、緑の草に覆われているから安定しているって言えるのかどうかですね。

極端な話ですけど、昨今、雨がかなり激しく降ってきて、一度ここも崩れたことがあるんですけど、ここが例えば崩れて中身が出てきた場合、廃棄物があらわになったときにどうするのかというのがあります。その辺も考えると、今の雨から考えたら、普通の山だって崩れてきているのに、ここに積み上げられたものが崩れないという保証はないわけで、そのときに廃棄物が出たときにどうするのか。これは誰の責任でこんな状態で置かれ

ているのかというところを聞くときに、いや福岡県はもうここを調査して、安定している。こういうデータをもって安定しているんだということを公表しているということをするのか、いやいや許可した範囲を超えたところにある廃棄物ですからというふうに。どういうふうに説明するのかなというのをこの頃ちょっと思ったところです。山があんなに崩れていく中で、ここが崩れないという保証はない。

2点ですね。もともと許可された範囲を超えて積み上げられたもののデータはないということが一つと、これが崩れたとき誰が責任を取るのかというところをちょっと考えていただけたらなと思うんですね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほど辻本委員が言われた中身ですけれども、福岡県の見解が出たお話はさせていただきましたし、私のほうから臆測で物を言うと間違いになりますので、今、福岡県は、先ほど辻本委員がお話をした中身でしっかりとデータがあるのですか、そもそもどういったデータで安定しているかというところを示していただかないと、私が勝手に解釈して答えを言ってしまうと、ちょっと間違いのもとになりますので、先ほど言いました事務レベルでの話の中でも、こういった意見が常任委員会でも出ましたよというような話で進めて、また報告をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） だから結論から言うと、不法に積み立てたところがずっとまだあるんだけど、今のところ安定してるからもう害はないじゃですかという県の言い分やけど、しかし、もともと不法に投棄したところはあるんで、それを全部取ってしまったときに、またどうなってくるのかというところがあるから、今が安定しているからそのままいいじゃないかという理論は通りませんよと、その辺はちゃんと主張しておかないと。もうそのままのなし崩しで終わってしまっ、もう何もないけんいいじゃないかってなってしまうから、そうじゃないよと。やっぱり不法に積み立てたところがちゃんとあるんだから、それはちゃんと認識してもらっとかないと困りますよということを、ずっと我々としては一貫してそれ主張しておかないと。なし崩しに今が何もないけんいいじゃないかとなってしまうからね。そこだけはちょっと注意しとってもらいたいなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 横尾委員のほうから貴重な御意見いただきましたので、私た

ちも、先ほど横尾委員からいただいた御助言をそのまま県のほうに伝えて、しっかりと答えを導けるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ちょっと私から併せてですけど、今、辻本委員と横尾委員の関連です。

そもそも、何というんですか、3ページに、村川組に関しては云々と書いてありますが、これが令和3年度から4年度にかけて実施したところでございます。これ、のり面崩壊ですよ。これは、普通ののり面でありますけど、先ほどから話が出ているのは、要は廃棄物を積み上げたところが、例えば大雨、これは通常って書いてありますが、大雨が結構最近降っているんで、やはり土留めというか、そういう崩落防止というのは、安定5品目であってもそういった対策は取ってないと思うんですよ、そのまま積み上げているから。だから、いつ何どき大雨が……。通常の降雨ではというのはどの程度の降雨なのかよく分かりませんが、やはりそういうことを想定すると、しっかりそこは訴えていただかないと、本当大変なことになるんじゃないかなというふうに思っておりますので、重ねてになりますけど、そこら辺はきちんとお願いしたいと思います、協議会の中でですね。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 委員長からもいただいた中身をしっかりと伝えていって、お答えをちょっと導けるように努めてまいりたいと思います。また助言よろしく願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

一旦休憩します。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時46分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど保留にしておりましたけども、議案第47号の工事請負契約の締結について、引き続き説明を行っていただきます。今配付されましたフローに基づいて説明をしていただき

たいと思います。

係長。

○契約担当係長（江口裕征君） 皆さん、お疲れさまです。財政課契約担当係長をしております江口と申します。よろしく申し上げます。

一般競争入札契約手続標準フロー図をお配りしております。それを基に、一般競争入札契約までの流れについて御説明させていただきます。

まず、所管課のほうから競争入札参加資格審査、審議について依頼を受けましたら、競争参加資格審査委員会を開催いたします。

まず、この委員会につきましては参加資格の要件を審議をいたします。何の要件を審議しますかといいますと、まず、どういった業者、業種、登録業種がどういうものかとか、あと建設業の許可及び経審の点数がどのくらいにしますかということ、それから、営業所の所在地をどこの範囲にまで広げるかといったようなことを審議をしていただきます。

要件の審議、確定いたしましたら、次、入札の公告の作業に移ります。入札の公告につきましては、ホームページ、それから建設業関係の新聞に掲載を依頼する段取りで進みます。

入札公告後は、おおむね1か月間の期間を設けまして参加を募りまして、入札書類の提出をしていただきます。入札の書類の提出をいただきましたら、申込書の中身、申込者数の数にもよりますけれども、約7日間程度かけて提出いただいた書類の審査をいたします。

審査が終わりましたら、再度、競争参加資格審査委員会を開きまして、競争参加資格の確認、資格があるかどうかについて審議をしていただきます。審査内容の報告をしまして承認をいただきましたら、翌日に確認の結果の通知ということで、申込みをいただいた業者さんに参加資格がある、なしの通知をします。そして、開札までの期間の間に資格がないと認めた場合の理由の説明を求められた場合は、それに対して回答書を作りまして、再度、資格審査委員会を開いて、こういうことで回答する旨を御審議いただきます。そして、業者さんのほうに回答する流れになりまして、最後に開札をして、落札業者を決定するという流れになります。

一般競争入札の契約までの手続については以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 今、説明されましたけども、何か御質問ありますか。

田中委員、どうですか。

○委員（田中 允君） 結局、その建設新聞って何、どこ。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○契約担当係長（江口裕征君） 九建日報になります。九州の九に建設の建になります。
以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 普通、入札前にいろんな質問があると思うったい。これ、どんな感じですか、どういう工事ですかって、中身が分からんから。そういう問合せはどれぐらいありましたか。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○契約担当係長（江口裕征君） 今回の中央監視設備に関する質問はございませんでした。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ゼロという要件は何、どういうことね。ようと分からん。ゼロというね、普通1社しか出ないようなシステムで発注要項をつくったんじゃないの。そこら辺がようと分からん。そこら辺をきちっとしてもらわんと。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○契約担当係長（江口裕征君） 今回、この競争入札をするに至りまして、参加の要件として、当然、筑紫野市に登録がある業者であること、電気工事として登録していること、あと、建設業の経審総合点数が1,000点以上であること、営業所の所在地が福岡県内に本社または支店を有する者ということで要件を決めさせていただきまして、その条件に合う業者さんとしては数十社ありますので、この更新工事について対応ができるという業者の方は数十社いるということになります。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 1社ってなったときに、そのときに、どうしたらいいのかな、これコンサルタントが設計して、それに合わせてするわけやろ。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○契約担当係長（江口裕征君） 今の御質問ですけれども、その資格の要件の中に、設計をした業者と関係がないということをやっています。資本面とか、あと人事面において関連がある建設業者でないことということはやっています。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 普通、こういう1億円以上のことで、今まで1社ということあつ

たかな、部長。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 今年度につきましてはございません。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） これ僕、初めて、ここ二十、三十年近く議員しよるけど、1億円のこういうような仕事で指名がなかったというのは多分。ほら、いつも1,000万円以上の入札の経過が出てくるやない。1,000万以上の決算のときに1,000万以上出てくるやろ。そのときに1社ということはなかったんよね、多分、俺の記憶の範囲で。でも、大分皆さん見てあるから分かると思うけどね。だから、そこ辺りが、きちっと市民の皆さん方に納得のいく説明してもらわんと、何やろかと思われる。やっぱりそういうことをチェックする機関やから、議会はね。だからそれをお尋ねしているんで。そこが2社とか3社とか少なくともなればそういう疑問は出てこんのやけど。何でかなというふうに。そういうことなかったけんね。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○契約担当係長（江口裕征君） 今の御質問ですけれども、今、委員がおっしゃられました1,000万円以上の分は指名競争入札になりますが、今回は一般競争入札になりまして、事前に幅広く公募をかけて参加できる業者の方を募っておりますので、今回はこの条件でやりますということで入札の公告をさせていただいておりますけれども、その条件に合うことであればできると手を挙げた業者さんが、今回はたまたま1社だけだったということじゃないかと思っています。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） たまたま1社というのがね。今まで30年からここにいて、1,000万以上の決算のときに報告を受けてきて、指名業者とかよっぽど何か事情があったときだけよね。そういうことがひよっとしたらあったかもしれんと思う。ちょっと記憶ないけん、僕もね。

ただ、そのときにあなたは何も疑問を感じないのか、まず。何で1社だったんだろうか。そこら辺、疑問は何も感じないの。自分たちの入札の仕方が悪かったのかなとか、公募の仕方が悪かったのかなとかさ。そういうのを考えないの。あくまでもやっぱり競争入札して、幾らかでもやっぱりシステム上、下から下からなるようにしていかにやいかんのにさ。そういうのに全く気づかなかったの、部長。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） やっぱり一般競争入札ということになりますので、入札期限の中で対象者が応札していただくということになりますので、そこでどういった業者さんが何社申し込んでいるかというのは分かりませんので、当然そこでの入札の原理は働くということにはなっております。たまたま今回1社ということでしたが、通常であれば、この応募期間の中で入札資格の申込み及びそういった金額の分も一緒に出していただきますので、そこでしっかり競争の原理は働いているという形で考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 1社っていうところに疑問は何も感じないわけ。自分たちの入札の公募の仕方が間違っと思ったとか、ちょっとまずかったかなとか、全くそういう瑕疵とするところはないですか。

いや、1社しか出てこないなら、すいません、もう1社で決まりましたって、もう一回再公募をしてもいいっちゃから。1社しかできませんでしたから、競争入札ですのでもう一回やり直しますとか、そういうシステムをとったんですか。再度、また1社しか来んやったらもう一回入札かけ直しますよって。そういうシステムできるんやから。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○契約担当係長（江口裕征君） 今回の一般競争入札の分、1社だけの応募でありましたけれども、その1社について、提出いただいた書類の審査を行って、不備がなく、資格として要件を満たすものであれば、資格の要件ありというふうに判断いたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、競争の原理で、入札がね、今、1社しか来とらんやったら競争の原理が働かんから、もう一回入札かけるとか、そこら辺りの知恵は出てこんやったとねって言いよっとよ、あなたたち。そうやろ、競争入札じゃないやない、1社しか来んやったら。

○委員長（宮崎吉弘君） ちょっと私からもいいですか。

さっきからいろいろ、その条件とか業種、それから、先ほど言われた実績ですよ。そういうものを絞り込んだときに、やはり技術的にやれるかやれないというのは、やはり業者のほうの手を上げるか上げないかにかかっているんだろうと思うんですよ。ですので、そう考えると、すごい特殊な技術だから、やはり入札に加わった人が1社だけだったというふうに考えたらいんじゃないかなと思うんですけど。

○委員（田中 允君） あなた、委員長の答弁やないやないの。

○委員長（宮崎吉弘君） いや、委員長の答弁じゃないけど、このまま平行線ですよ…

…。

○委員（田中 允君） 委員長がそんなこと言いよったらおかしなろうもん。何言いよつとな。平行線やないたい。俺は執行部の見解を聞きよつとやから。あんたの見解は聞いてないとよ。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時00分

再開 午後 3 時05分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

係長。

○契約担当係長（江口裕征君） 今回の一般競争入札に関しましては、入札公告をさせていただいて、当然ホームページにも載せております。建設業関連の新聞にも掲載しております。ということで、幅広く公募を募った形式を取っております。

今回、その1社しか応募がございませんでしたけれども、手続的には法令遵守もしておりますし、規則にのっとりた手続を踏んでおりますので問題ないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、そこら辺りが、何で1社になるのかなというのが僕は理解できないわけよ。だから、そこら辺りはなぜかなって、あなたたちは想像できる、例えば仕事が忙しいとか何かあるやない。そういう説明だけつけとって。俺は何もおかしいって言いよっじゃないとよ。分かりやすく。2億の工事で1社しか来なかったというのが信じられんとよ。20社もあってさ。19社やったかな。そこの説明をちょっと、自分の想像できる範囲で、確定やなくてもいいけんさ。あなたたちがもうこれでいいよって思ったわけやろ。疑問も何も感じんやったわけやろ。入札し直すかとか、それもなかったろ。入札し直してまた1社やったというなら、それはもう十分理解できますよ。入札し直してないけん、なぜかなと思う。それは法令にのりつとるかもしれん。のりつとつても、僕はそこまで配慮すべきじゃなかったかなと思うわけよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○契約担当係長（江口裕征君） その1社だけだったということの理由ですけれども、あくまでも推測にはなりますが、工期が長いということもありますし、今の情勢も踏まえた中で、技術者が不足しているということで配置技術者が長期にわたって配置できないという、その業者さん側の理由等もあって、今回1社、参加者が少なかったのではないかなというふうには思っています。

以上です。

○委員（田中 允君） もう一回やり直そうとは思わなかったの、そこら辺りは。

○契約担当係長（江口裕征君） 手続上は、指名競争入札の場合、1社であれば入札を中止して再度ということになりますけれども、今回の一般競争入札につきましては、手続上、1社応札であっても、審査の上、資格があれば、なおかつ予定価格と最低制限価格の間で札を入れていただければ落札できるというふうに考えています。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、今説明がありましたけれども、ほかに質疑はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第47号、工事請負契約の締結の件で討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第47号、工事請負契約の締結の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時19分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどはあれでしたけども、これからは所管事務報告、水質等の結果について、平等寺地区、よろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続きですけども、その次が農政課のほうが出来ておりますので、後で紹介をしていただきたいと思ひます。

説明お願ひします、課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、資料の2になりますけれども、もう1回通知を出します。

水質調査等の結果について（平等寺地区）でございます。今回、定期的な報告とさせていただきます。令和6年4月から令和6年6月にかけての検査の報告となっております。

次のページにめぐっていただいて水質検査箇所、こちらについては田中委員のほうからちょっとカラーで示していただきたいという旨がありましたので、今回新たに作っております。地図の右上に表の掲載させていただきますけれども、検査箇所、実施月、調査箇所について示させていただきます。

オレンジ色の処分場直下について、こちらが毎月でございます、番号を地図上に振っておりますけれども、①、②、⑤、⑦、⑧、⑨となっております。地図上の位置にオレンジ色の下線で書いてあるところは毎月検査を行っているところでございます。

青色の文字でございますけれども、処分場周辺でございます。こちらについては年に2回、2月と5月に検査を行っております、①、②、③、④、⑤、⑥、Aで示させていただきます。

続きまして、右側のページでございますけれども、先ほどお話をさせていただきます。中身をもう少し詳しくさせていただきます。

これらの水質検査については基準や指針がございまして、表の一番上でございますけれども、環境基本法に定めがあるものについて、生活環境の保全に関する環境基準ということで、河川B類型というのに定められたものになっています。山口川は本来、この県の指定には入った水域ではございませんけれども、同等というようなことでB型基準と比較して、この数値基準については、BODが3ミリグラムパーリットルと定められているところでございます。もう一つ、人の健康の保護に関する環境基準、こちらについてはハウ素のほうの定めがありまして、1ミリグラムパーリットルの基準があります。

それで、細かい字で申し訳ないんですけども、米印を表の下に書いています。これらの

基準値というのが、人の健康及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標となっておりまして、受忍や許容の限度ではないということをおし上げておきます。

続きまして、廃棄物処理法に基づくものにおいては、安定型処分場の維持管理の基準、こちらはCODが40ミリグラムパーリットルとなっておりまして、BODが20ミリグラムパーリットルとなっております。また、安定型処分場の廃止基準もBODについてだけが20ミリグラムパーリットルと定められているところでございます。こちらに基づいて検査を行っているところでございます。

また、指針値というのがありまして、環境庁の水質保全局長の通知の中にあります要監視項目というのがございます、こちらの中の検査項目の中の全マンガンが0.2ミリグラムパーリットル、ウランについてが0.002ミリグラムパーリットルとなっております。この要監視項目というのは環境基準まではいきませんが、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況から見て、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものというような書きぶりでございます。

以上についてが基準、指針についての説明でございます。

COD、BODについてでございますが、CODについてが説明文の左一番下になります。化学的酸素要求量の内容についてがCODとなります。水中に含まれる有機物が、酸化剤により分解される際に必要な酸素量となっておりまして、酸素1つ消費する図と3つ消費する図がありますけれども、これらの酸化剤が酸素を使った量が多いとCODが高いというようなこととなります。これらのCODについては、主に長期間滞留する湖や沼、海域の汚濁の指標に適している検査内容になっています。

それで、先ほどちょっと申し上げましたとおり、BODというのは、水中に含まれる有機物が、好気性微生物により分解される際に必要な酸素量となっており、こちらのほうは、河川のように流れるものにおける水質汚濁の指標として適しております。

ATU-BODについては前回説明させていただきましたけれども、硝化反応があるものについて、アリルチオ尿素を添加し硝化反応を抑える測定方法でございます。

説明については以上でございます。

もう1ページめくっていただけたらと思います。

こちらのほうが、4月から6月にかけての検査内容となっております。1ページ前の説明文の基準値の中身が一番上の表となっておりますので、御参照いただけたらと思っております。

それ以降、令和6年の4月18日と5月10日、6月7日の日に検査を行っております。特に注目すべきは、黄色の網かけが書かれているところがちょっと指針値を上回っているところがございます。4月でいうと、S t -12の全マンガン、こちらが0.2ミリグラムパーリットルに対して0.74、S t -11が0.75となっております。

ウランに関しては、0.002ミリグラムパーリットルに対して0.005となっておりますし、S t -11については0.0019……、すいません、こちらは指針値以下でございました。申し訳ございません。色がついていますが指針値以下でございました。

あと、一番左のBODについてが5.8という指針値を出していますけれども、3ミリグラムパーリットルのところを、先ほどのアリルチオ尿素を添加した数値が3.6となっておりますが、こちらについても若干指針値よりも上がった数値となっております。

同様に、5月もS t -12の全マンガン、ウラン、⑨のS t -11、こちらも0.93と0.0024で、BODについても3.2と若干数値が上がっているところがございます。

6月7日、こちらについては、全マンガンがS t -12についてが0.46、S t -11についてが0.57、ウランについてがS t -12において0.0066、そしてS t -11が0.0023となっております。BODについてはそのまま測った数字では5.8となっておりますが、アリルチオ尿素を添加した結果としては1.3というようなところがございます。

次のページ、右側、こちらが年に2回検査を行っている中身になっています。こちらが先ほどちょっと申し上げました環境基準法、または一般廃棄物規制法等に関する基準に基づいて検査項目が決まっております。表中の項目から基準単位で横に見ますと、①の処分場入り口の溜枡からA対照点までの地点を観測をしております。なお、②と④については、水量が少ないために欠測となっているところがございます。

こちらについては、おおむね基準を下回っているものとなりますが、ちょっと分かりにくいんですけども、下から8、BODの①についてが3ミリリットルパーリットルの基準に対して4.1と、このときは高い数値を示しているところがございます。

1ページめくっていただいて、福岡県から水質調査等の結果について、こちらのほうも4月から6月にかけての結果内容をまとめております。右側のページが処分場周辺の水質調査地点、こちらが7か所になります。

そして1枚めくって水質・ガスモニタリングの地点でございますけれども、場内には青い文字と青い点で示しております水質調査地点、こちらが8か所、そして、赤い点と赤い文字で書いているガスモニタリング地点、こちらは5か所、こちらのほうで観測を行っております。

右側のページが産興のCODの場内の数値になっております。平成17年から測定をしており、今現在が令和6年の4月から6月となっております、こちらのほうが安定処分場の維持管理基準が40ミリグラムパーリットルとなっております、現在、それを下回る数字となっております。

めくっていただいて、COD、産興の場外になります。こちらの基準は、ちょっとすいません、赤線を書いていませんが、40ミリパーリットルが基準値となっております、St-11からSt-19について、令和6年4月から6月にかけて基準値以下となっているところがございます。

右側の表でございますが、こちらのほうがBOD、産興の場内でございます、S-1からJ-2にかけて、基準値が20ミリグラムパーリットルに対し、令和6年の4月からは基準値を下回っているところがございます。

めくっていただいて、次がBODの産興の場外になりまして、St-11からSt-19になっております。こちらについては、令和6年4月から6月にかけて、20ミリの基準値は下回っているものの、河川の生活環境に関する環境基準、河川B類型の場合、3ミリパーリットルにおいては、St-11が若干高めの数値を表しておりますので、そちらについてはまた、次の次の表ですかね、ありますので説明をさせていただきたいと思っております。

平等寺水質地区のBODの産興（場内）S-4でございますが、こちらが先ほどアリルチオ尿素の添加した分と、通常の検査のやり方で示した折れ線のグラフになっておりますが、いずれも令和6年4月からは高い数字を示していないところがございます。

1枚めくっていただいて、BOD（場外）の先ほどのSt-11でございます。生活環境の保全に関する環境基準（河川B類型）、こちらが3ミリグラムパーリットルより上回っていると説明させていただきましたけれども、先ほど言ったATU-BODの測定によると、こちらの基準も下回っている状況でございます。

右側のページになりますけれども、処分場の発生ガス調査になります。こちらが硫化水素になりまして、B-2からB-10、そして101、102の検査箇所において、令和6年4月から小さな数字となっているところがございます。

次のページめくっていただけたら、90ページから先ほどのグラフを数字で示したものになっております。今、通知を出させていただきましたけれども、95ページがガスの検査結果案になっておりますので、先ほどお示しさせていただきましたグラフで説明をさせていただいたところがございます。

通知を出させていただきましたけれども、受託廃物の残量になります。令和5年12月現

在で、廃塗料が30トン、廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物が70トン、汚泥が約450トン、廃石膏が約10トンとなっており、合計が560トンとなっております。

こちらの受託廃棄物の搬出の状況でございますけども、令和6年4月から6月にかけて搬出量があったもの、例えば廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物については6立米排出をされております。こちらの係数を掛けますと、トンで示させていただいておりますが、1トンが参考値として排出されています。廃石膏については今回はありませんでした。廃油についてでございますが、1.8立米と1.8トンということになります。1.8立米については、係数を掛けると約1トンということになります。汚泥についてが13立米となりますので、1.1の係数を掛けると14トンとなります。4月から6月については、これらの内容について搬出がなされているところでございます。

最後に、平成18年度からの累計といたしまして、廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物についてが、搬出量を立米に直したものになります。3,037トン、廃石膏についてが618立米でございますので185トン、廃油についてが4.8立米の4トンと60.18トンの累計がっております。汚泥についてが13立米、こちらについては係数としては1.1で、参考値が14トン、そして3.4トンとなっております。

報告については以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査ですけども、ちょっと入替え……。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 説明員が1名増えましたので紹介させていただきたいとします。農政課係長の淵崎でございます。

○農政担当係長（淵崎雄貴君） 農政課農政担当係長をしております淵崎です。よろしくお願いたします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは所管事務調査、アライグマの捕獲数・被害数の推移についてお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 所管事務調査、まず一つ目になりますけども、アライグマの捕獲数・被害数の推移についてでございます。

資料については、今、通知を出させていただきました資料の1でございます。

まず、捕獲数・被害数の推移の前に、福岡県のアライグマ防除計画というものがござい
ますので、まずはこちらの防除計画について御説明を申し上げたいと思います。

平成17年に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律というものが
できまして、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、
生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に……。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時39分

再開 午後 3 時39分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○環境課長（益永 晃君） よろしゅうございますでしょうか。

寄与することを通じて国民生活の安定向上に資することということを目的として定めて
おります。

アライグマによる被害の状況でございますけれども、県内でも生態系の被害や農産物、
また、生活被害、人害共通感染症とのいろんな被害が見受けられておりまして、アライグ
マ自体も特定外来生物というのに指定をされております。こちらについて、国または都道
府県、あと、共同実施の市町村も含む、筑紫野市も含まれておりますが、法律の中でしっ
かり公示して防除を実施することができるということになっておりまして、こちらの法律
に基づいて県のほうが防除計画を策定をいたしまして、本市もこの中に共同実施というこ
とで参加をさせていただいております。

福岡県のアライグマ防除実施計画、説明文の真ん中になりますけれども、期間が令和6年
3月25日から令和11年3月31日までとなっており、福岡県及び防除の一部を担う市町村、
筑紫野市を含む、今現在38市町村が共同して参加をさせていただいております。この計画
の中に地域別の取組がございまして、重点対策地域、警戒対策地域、侵入対策地域とい
うのがございまして、筑紫野市が一番上の重点対策地域となっております、ほか27市町村
も含んでおります。中身については、1キロ平米当たり捕獲密度が0.2頭以上で、アライ
グマの生息密度が高い地域になっておりまして、それ以降、0.2未満であったり、令和3
年までの捕獲数がゼロでありますけれども、侵入のおそれがある地域の取組がなされて、
地域別で定められているところでございます。

防除の役割分担でございますけれども、市町村においては従事者の登録管理ということ

で、県と協議して、昨年もやっていますけれども、防除講習会を行っているもの、また、県のほうも主催して行っていますので、そうした従事者の登録・管理を行っております。あと、防除従事者の役割でございますけれども、講習会の受講と捕獲の実施になっております。捕獲というのがいわゆる生け捕りということになります。

捕獲の方法でございますけれども、この受講された防除従事者による箱わなを使用すること。

捕獲個体の取扱いについてでございますが、捕獲個体は原則県のほうが処分を行うこととなっており、大体夏に処分施設ができるというようなことで、我々はこの処分施設のほうに持っていく予定だったんですけれども、今まだ県からの出来上がりませんでしたという中身があっていない状況でありますので、処分する委託業者さんのほうに、その都度、委託をしているところでございます。

次のページめくっていただくと、アライグマ捕獲に関する根拠法令のほうを書かせていただいておりますので、説明申し上げます。

根拠法令でございますけれども、二つございまして、新しい先ほどの外来生物法、また、鳥獣保護管理法というものがございまして、この二つによってアライグマの法的根拠として定められております。

下の目的と対象種でありますけど、外来生物法においては、生態系、人の生命もしくは身体、農林水産業に係る被害の防止や被害未発生の予防捕獲、生態系からの完全排除です。これらの計画的な防除が可能となっております。対象はアライグマのみとなっております、それ以外の鳥獣は放獣、いわゆるリリースということになります。

鳥獣保護法においては、生活環境、農林水産業、生態系に係る被害の防止、野生鳥獣の保護と両立が必要というところが鳥獣保護法と外来生物法の違いがあるところでございます。

対象種は、ここに第二特定鳥獣と書いてありますが、おおむねイノシシや鹿に関するものでございます。対象種、これは捕獲対象となりますが、鳥獣及びその卵となっております。

捕獲個体の取扱いでございますけれども、外来生物法においては、生きたままの運搬等を行う防除が可能となっております。

対して、鳥獣保護法、こちらに書いていますとおり、捕獲地での殺処分、これが原則でございます。

また、わな猟免許非所持者の取扱いについてでございますけれども、外来生物法においては、先ほどの防除講習会を修了した場合と、従事者として箱わなの使用、これ設置も含

めてですけれども、捕獲、運搬までの一連の作業が可能でありますので、捕まえた場合は、生きたまま運搬等を行うことも可能でございます。

対して鳥獣保護法においては、見回り、餌の設置は可能なんですけれども、わな猟免許を持っていない人は箱わなの使用やとどめ刺し運搬は原則不可能となっております。

設置数量についてですけれども、数量の上限は外来生物法にはございません。

鳥獣保護法においては数量を決めて申請を行って、それに基づいて実施をするということになります。

捕獲期間でございますが、公示された防除期間中は常時実施をしてよろしいというようなことになっておりますので、外来生物法はかなり有利な取扱いが可能となっております。

対して鳥獣保護法においては、銃器以外、わなを使用する場合は3か月以内、これ狩猟期間とよく言われているんですけれども、3か月以内となっているところでございます。ただし、有害鳥獣捕獲についてが通常の1年以内と定められているところでございます。

以下が法律の内容の比較とさせていただきます。

調査の中身について申し上げます。オレンジで書いてある文字のところは農政課になっておりまして、青の文字で書いてあるのが環境課で業務を行っている中身になっております。

アライグマの捕獲数や被害数の推移でございます。

捕獲体制でございますが、まず農政課でありますと、筑紫野市鳥獣被害対策の実施隊員というのがございまして、現在、11名の中、市の職員が2名、残りの9名が猟友会の推薦となっております、隊員を編成しております。

外来生物法で言う県の防除計画に関して、防除講習受講者数が現在27名になっておりまして、令和5年に講座のほう開催をしております、市の主催講座で、県と共催になりますけれども、参加数が6名、県が主催した講座で21名となっておりますところでございます。

現在、箱わなの所有数でございますが、すいません、これ青文字であるべきでしたけど、黒文字でございました。環境課8個、農政課が8個、準備ができております。

被害状況でございますが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、家屋への侵入や荒らし、農政課のほうでいうと、農作物の食い荒らし、あとは可燃ごみの袋の荒らしあたりが被害としてあっております。

報告件数でございますけれども、電話による通報または捕獲した中身についての件数でございますが、環境課のほうでは、令和5年度10件、令和6年度14件となっております。

被害ですけれども、こういった被害があるということで、今、人体にかみつかれたとかは聞いてはおりませんけれども、まず、健康被害についてが、やはり野生のものであるので、

ダニやウイルス、アライグマの悪臭、騒音、アレルギーやぜんそく、ストレス症疾患や睡眠障害を起こすことがありますということ。

作物被害についてが、先ほど言った農作物の食い荒らしでございます。非常に雑食性なので、もう手当たり次第、家庭菜園の果実あたりも食うことがあると聞き及んでおります。

カビ・害虫被害。たまったふんや尿、アライグマ自身の体に付着したカビやダニ、どんどん増えていきまして、人だけでなく、ペットにも被害が及ぶところでございます。

建物被害。器用な指と鋭い爪で壁に大量の傷をつけ、また、排せつ物で天井に染みがついたり、断熱材も荒らされる場合があるというような報告があるものと聞き及んでおります。

右側の表でございますが、年度別アライグマ駆除数です。令和元年度から令和5年度において、農政課の把握分が令和元年度37匹に対し、令和5年度が81匹と、結構な数で増えております。環境課把握分でございますが、令和元年度は1匹だったのに対し、令和5年度12匹となっております、町なかでもよく見られる状況になっておるところでございます。

以上、アライグマ関係の説明になります。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方ありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 福岡県のアライグマの防除実施計画において重点対策地域に筑紫野市が定められているというところがございますけど、福岡県からの何か支援策というか、そういったものは何かあるのでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） お答えいたします。先ほど、講習会の地元での講演、あります。箱おり自体も提供がございまして、今年も合わせて8個に数が増えております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） このアライグマに関する根拠法令比較というところで、設置数量についても数量の上限なしというところでもあります。そのページの次のページで、箱わなの所有数なんですけれども、環境課が8個、農政課が8個、駆除数は結構増加傾向で推移しているのかなと思うんですけども、箱わなの所有数の考えとして、8個、8個で今のところよいのか、それとも駆除数が増加することに伴って、箱わなの所有数をもう少し増や

していく、で、捕獲数の駆除数の確保に努めていくというところは、今のところどのような考えなのでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） まず、環境課の箱わな数で言いますと、例えば宅地の中に設置をするのはできると思うんですけども、やたらめったらというか、町なかにおりを電柱のそばに置くとか、壁の横に置くとか、そういったところは想定してはいないところで、被害があると見込まれるところについて、こうした受講している方が設置の許可を得て、箱わなにも防除講習者の名前を書いたり、実際に目的をしっかりと書いて設置をしているところです。あまりを置くと、今度は猫とか、犬はかからないと思うんですけども、やっぱり地域にいる猫とかが引っかかってしまって、見ていったときに実は飼い猫だった猫が死んでいたとかいうパターンもあるので、その辺りは見回りとかもしっかりしていかなければいけないと思いますので、あまり町なかに、町なかというか、宅地の中に、貸してくださいということで借りたケースは、今のところ、あまり聞いてはいません。

ただ、うっかり自分が箱わなを持って、アライグマが入ったけれどというようなパターンが非常に多くて、これだと鳥獣保護法とかに引っかかりますよという指導は行っているところで、大体環境課の数字はその数字が上がってきておりますので、そのたびに指導をして、回収はさせていただいております。

環境課のほうは以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 農政課ありますか。

係長。

○農政担当係長（湊崎雄貴君） 農政課のほうですけども、箱わなは8個でございますけれども、この8個で昨年度81頭捕まえたわけではなく、くくりわなを合わせて81頭になっておりますので、一応、箱わなにつきましては、農家の方々から被害が及んだ場合に、その付近に設置するために8個準備しているというところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 私はまだ見たことないんだけど、大体筑紫野市内にこれだけ、92匹というのか、頭というのか、が81。分布ってどういう筑紫野市内はなっていますか。西小田とかあの辺が多いんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） いや、西小田はまだいない。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 例えば昨年度、アライグマの通報事例について、先ほど10件程度あるということでしたんですけども、地域だけで御提示をさせていただきたいと思えます。石崎、針摺、阿志岐、二日市中央、古賀、阿志岐、西小田辺りで出たというようなことと、先ほど言ったように、捕獲をしてしまったがどうしたらいいですかというような、見た、捕まえてしまったというところが環境課での住宅での中にあります。もうかなり市街地の中に入ってきてはおります。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 先ほどの81匹捕まえたとか、どの辺で捕まえたのかなと思って。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農政担当係長（淵崎雄貴君） 81匹捕まえておりますけれども、捕獲地については今現在資料がございませんのでお答えできませんけれども、市内全域に広がっていると思われまます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 私は御笠の吉木のほうに住んでるんですが、あそこの農道とか山の近辺を走っていると、見かけるんですよ、たまに。それがタヌキなのかアライグマなのかというのは、自分じゃ分からないんですよ。非常に似ているということで。ただ、アライグマだと外来生物法の対象になるわけですよ。タヌキだとこっちは入らないでしょう。鳥獣保護法の対象になるわけですよ。その辺、捕まえた人はみんな分かっているんですか。こっちはアライグマ、こっちはタヌキとって。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） よくある事例としては、アライグマが見つかったという電話は確かにあります。行ってみるとというのはパターンとしてはあります。タヌキですよとかいう場合はありますけれども、見分けがつかないという話は、ハチでも何でもそうなんですけども、電話して、行ってみて、違うものだったりということはあるとは思いますが、外来生物法の中ではリリースしなくてははいけませんので。ただ、アライグマがやっぱり取れています。

アライグマの特徴といたしましては、手が長い、かなり器用に手を使うので手が長いということと、タヌキと違って、尻尾がしましまになっている。ここだけ見れば大体分かるんじゃないかなと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 私からいいですかね。私の知り合いが山家なんですけど、電話がかかってきて、天井から尿が落ちてきておると。しっこが。で、何ですかねって言われるから、いや専門家に電話したほうがいいと思いますと言って、そして、1か月ぐらいしたら一遍に3匹かかっと思ったんですよ。アライグマが。最初はハクビシンとかいろいろ考えていましたけど、業者の方で箱わなをつけていただいて、すぐ3匹一緒に、家族で捕まってるんでしょうね。すごい、3匹も取れたみたいなお声をいただいたんですけど、そういうふうに、箱わなの設置、見かけたとか、屋根裏を走っているとか、いろいろそういう情報があれば、積極的に箱わなを、住所とか名前とか書かないかんのではと思うんですけど、効果が物すごくあるんだなという実感をしているところです。

です。この数字が捕獲数に反映しているんやろうなと思ったんですけど、西小田も発見されたということであれば、前田委員じゃないですけど、もうちょっと箱わなを増やしたほうがいいんじゃないかなという気はしていますけど、そういうところはどうか考えありますか。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 今のところ、まだ見かけたというようなところであったり、先ほど委員長が言ったように、天井から音がするというような中身であったら業者対応ももちろん一つの手ではありますし、箱わなは先ほど言われたとおり有効な手段であります。

あと、環境課のほうも県の防除講習を受けている人間が大分増えてきましたので、箱わな設置についてはやぶさかではないかなとは思っていますので、適宜対応して、県の施設ができればそのままずっと持っていけるような形になると思いますので、何かあったときには御連絡をいただけたらと思います。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしくお願いたします。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 以前お尋ねしていたと思うんですけど、大分市が巣箱型のわなを開発して、それがかなり効果を上げていて、普通のわなよりもですね。貸出しもやっていて、そういう話だったと思うんですけども、結局アライグマって、ダニがいつい付いているということで、うきは市のほうでマダニの感染症、SFTSとか、そういったのが、かまれて亡くなっている事例もありますので、福岡の風土病なのかなと。アライグマを捕まえるときとかは、当然職員の方は分かっているのだから気をつけていると思うんですけど、市民の方にも触らないようにとか、そういった注意喚起も、新型の箱わなだ

けじゃなくて、注意喚起も併せてやっていく必要があるのかなと思うんですけど、その点
どうでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほど副委員長が言われたとおり、見かけが非常にかわいい
ですので、子どもたちも、今、町の中に出てきている状況でございますので、しっかりと
その辺り周知して、怖いものなんだよというようなものを学校側にも周知をしていかなけ
れば、猿と一緒に近寄らないとか、やっていきたいと思います。

箱わなの大分県の分も存じております。今のところ、県のほうから箱わなの貸与とい
うか、借用しておりますので、今後、新たに効率的とか安全に捕獲できるような手段として
認識できたのであれば、また新たな捕獲方法として調査研究してまいりたいと考えており
ます。御助言ありがとうございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 電話があったら対応する業者は。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 数社、幾つかは紹介はさせていただいておりますけれども、
うちが指定したような業者ではなくて、何回か実績を積んだ業者、例えば屋内にいるとか
なり、十何万、二十何万ぐらい高額になるんですよね。なので、なかなかそれをお伝えし
て、さようならというわけにはいかないところもあるぐらい、かなり高額にはなってくる
ので、参考程度にはお教えはしております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き、所管事務調査で、環境基本計画見直し事業の進捗状況について報告をお願い
したいと思います。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、資料の2になります。第三次筑紫野市環境基本計
画の進捗状況についてでございます。

まずは、この第三次筑紫野市環境基本計画の見直しについて、背景のほうを改めて説明
をさせていただきたいと思います。

右側の説明資料になりますけれども、第三次筑紫野市環境基本計画については、2021年

3月に策定をしております、計画期間が2021年度から2032年度までとなっております。法的根拠については、筑紫野市環境基本条例第9条に基づきまして策定を行っており、筑紫野市総合計画を上位計画とした環境に関するマスタープランとして策定をされております。このときの2030年度における二酸化炭素排出量を24%削減として目標を掲げて現在に至っているところでございます。

ただ、右上の地球温暖化対策計画についてでございますが、こちらのほうは国が2016年5月に閣議決定を行いまして、2030年度までに対比26%を削減することを中間目標と定められておりましたが、2021年10月にこの地球温暖化対策計画のほうが改定になっておりました、国は2050年度カーボンニュートラル宣言を行いまして、23年度、この中間目標を46%削減を目標と改めているところでございます。また、今年の5月においては、第六次環境基本計画の閣議決定がなされ、国のほうも内容の見直しが行われているところでございます。

これに伴い、国の指標も変わったこともあるものでございますので、その指標に準じた計画になるように、2024年度、今年度、本計画の見直しを行っているところでございます。

1枚めくっていただくと、今現在のスケジュールをお示しをさせていただいております。契約業者、策定支援、手続、また、各課ヒアリングの前半、また、環境課と委託業者との業者協議については、グレーでちょっとぼんやりなっていますけれども、既に実施済みのところでございます。

その表の4行目、温室効果ガスの基礎調査や抑制策の検討を行いまして、業務の計画書のほうを、簡単なものではございますが、受理をしております。

こうした基礎資料を積み上げまして、今現在、環境審議会という会議のほうを開催し、市長のほうが諮問を投げかけまして、今後答申を行う予定でございます。1回目が7月上旬に行っておりまして、環境計画の現計画における見直しの内容や意見のほうの聞き取りを終え、9月2日に削減目標等の提案をさせていただいております。また、この意見を通じて、9月25日予定でございますが、この計画内容の案を提案をさせていただいて、審議会の中で答申をいただこうと考えているところでございます。

審議会の意見を取りまとめまして、素案の11月中旬あたりに策定をし、パブコメあたりを練りながら、市議会のほうには12月議会にて素案の内容を提案をいたしまして、中身について御意見をいただき、その間にパブリックコメントの回答を行います。

あとは3月末に策定、そして納品というような手順で考えているところでございます。

環境基本計画の見直しに関する中身については以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方ありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今、環境基本計画の見直しを行っている最中かと思えますけれども、近隣市においてもゼロカーボンシティを表明している自治体が増えている中で、この計画の見直しによってさらに機運が上がるんじゃないかなと思うんですけども、その中でも各関係団体と一緒に表明される場所もあったり、市単独であったりとか、その辺は今どのように考えてあるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） お答えいたします。先ほど前田委員が言われたとおり、ゼロカーボンシティ宣言に当たり、本市行っていない現状がございます。やはり計画策定した後に、この計画に基づき、ワンヘルス宣言、こういった事業の中身もこの計画に基づいて行う予定にはしておるところでございますけれども、あくまでも審議会の中でもんだ中で回答を練っていきたいと思いますので、事務局としてはそういうことは念頭に置いていききたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 三つあるんですけど、一つ目は確認ですけど、前田委員も言われてたんですけど、要はこの計画ができた段階で市長がゼロカーボンシティの宣言をするという理解でよろしいのかというのが1点目と、あと、計画の見直しをしている最中ですけども、市民の方が参加できるようなものというのが、今のところ住宅の断熱の分と、あと段ボールコンポストですかね。それ以外で何か今のところ出てきている意見というのがあるのかということと、あと、以前質問したことがあるんですけど、温暖化の防止の市町村に派遣する制度があったと思うんですけど、県がやっているですね、以前お話ししたことがあったと思うんですけど、それは検討されているのかというのを、三つお尋ねしたいと思います。地球温暖化防止活動推進センターですね。そういった方に参加していただくこと、環境基本計画とか、その審議会にですね。何か考えてあるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 段下副委員長の質問について回答いたします。ゼロカーボンシティ宣言についても、策定即宣言というふうには事務局としては考えてはおりませんの

で、適宜、時期を見計らってやっていこうと思っているところでございます。

市民が参加できる中身についても、先ほど副委員長が言われた中身ですね、家庭の支援策とかあると思いますので、その辺りは、今、審議会に提案しているところですので、（「やってるの？」と呼ぶ者あり）はい、行っているところなので、今何かというのはちょっと申し上げにくいところでございます。

先ほどの派遣活動の件でございますけれども、審議会の中にも識見を持った方といたしまして、九州大学の工学研究員の先生方、教授の先生、准教授の先生たちを入れて、専門的知見からいろんな御助言をいただいているところでございまして、活動の一環として、また参考で聞かせていただいて、これをどうするかというのは、また審議会の中で諮っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） ないようですので、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時24分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

今回は所管事務報告、筑紫駅西口土地区画整理事業の事業費について、出席職員の紹介をしていただいた後に説明をお願いしたいと思います。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 長時間の御審議お疲れさまです。建設部長を仰せつかっております野田でございます。よろしく願いいたします。建設環境常任委員会の皆様には日頃から御理解、御協力を賜りまして、ありがとうございます。

本日、2件の所管事務報告をさせていただきます。

まず、筑紫駅西口土地区画整理事業の事業費についてになります。所管、都市計画課職員が出席しておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 都市計画課で課長を拝命しております鶴川と申します。

よろしくお願いたします。

○開発担当係長（三浦 隆君） 都市計画課で係長をしています三浦といいます。よろしくお願いたします。

○開発担当主任（田頭徹朗君） 都市計画課開発担当の田頭と申します。よろしくお願いたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、サイドボックスで通知をしております筑紫駅西口土地区画整理事業の事業費について御説明いたします。この件につきましては、本年3月に委員会から報告を求められていた案件でございます。

それでは、表紙の次のページになりますが、筑紫野市筑紫駅西口土地区画整理事業の事業概要と書いております資料を御覧ください。

本日の説明につきましては、事業費にポイントを絞って御説明をさせていただきます。

ページの左に番号を振っておりますが、6の総事業費と書いている部分を御覧ください。筑紫駅西口土地区画整理事業の総事業費は166億8,000万円ということでこれまで事業を進めてまいりましたが、本年5月17日に換地処分の公告を行い、事業としてはおおむね終了している状況でございます。

次に、12の進捗状況の部分を御覧ください。都市計画決定を行いました平成7年度からの状況を記載しておりますが、右から2列目になりますけれども、令和6年度につきましては決算前であるため、予定ということで記載をさせていただいております。事業費につきましては、表の一番上の行になりますけれども、その合計につきましては一番右の欄になります。166億1,756万1,000円、これが事業当初からの事業費の合計となる見込みでございます。

そして次のページでは、事業費の内訳としまして、歳入歳出それぞれの内訳を資料としてまとめさせていただいております。数字につきましては1,000円単位となっておりますが、まず歳入では、国費が約45億円、市費が約107億円、保留地処分金が約11億円、そしてその他の約3億円となっております。

その下の歳出では、工事費が約62億円、補償費が約83億円、調査設計費が約19億円、そして事務費の約1億6,000万円となる見込みでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より報告を受けましたが、質疑のある方ありま

せんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 結局、現場やらで計算していくじゃないですか。工事費を出すときに。結局、市の負担というのはどれぐらい。総事業費166億8,000万かな。そのうち。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） こちらの円グラフを見ていただきたいと思いますが、真ん中についています合計欄のところの166億1,756万1,000円、これが今現在での総事業費の最終見込みになります。そのうち、上の円グラフ、そこのオレンジ色のところに市費と書いていますが、106億9,411万6,000円、これが市費になります。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 市費というのは市が単純に出したお金ということで理解していいですか。市が出したお金の中にもいろんな補助金とか助成金とかあったとか、そういうこととはないのか。念のため。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） この市費は、市が負担したお金ということで認識していただきたいんですが、この中に含まれているのは起債、いわゆる借金の分ですね。市が起こした起債の分とかはこの市費の中に含まれております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 数字に戸惑っているんですけど、今課長が6番目の総事業費で166億8,000万と言われて、一番下の12の進捗状況のところの合計が166億1,756万1,000円のところに来ているので、実際のところ、右側の約166億1,756万1,000円というのは何の数字なんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） まず6番の総事業費の166億8,000万円というのは、この金額でやろうという計画の金額でございます。実際、今まで事業費として支出しているのが一番下に見える、12番のところで見えている166億1,700万が今実際に支出している金額ということで見ていただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 内訳だけど、工事費というのは国費中の工事費ですかね。工事イコール国費等に……。違うね、若干。工事費というのは県、国が出したお金と理解していいですかね。工事費。保留金でしたわけ。ちょっと内訳を教えてもらっていいかな。補償費とか。補償費は……。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時32分

再開 午後4時42分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今御質問の分ですが、歳出の内訳として工事費とか補償費とか調査設計費というのを上げさせていただいております。この中には補助事業でやる部分と単独事業でやる部分がございますが、全体の補助事業でやった中で、補助として頂いた国費が約45億あったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですかね。

○委員（田中 允君） はい。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告で、筑紫公園整備事業について報告をお願いします。入替えですね。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時43分

再開 午後4時43分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

筑紫公園整備事業についてになります。職員紹介していただいて、後に報告をお願いします。

部長。

○建設部長（野田清仁君） それでは、所管が変わります。管理保全課になりますので、職員に自己紹介をさせていただきます。

○管理保全課長（菊武秀明君） お疲れさまです。管理保全課長、菊武と申します。よろしく申し上げます。

○公園担当係長（原田裕介君） 管理保全課公園担当係長の原田と申します。よろしく申し上げます。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君） では、課長、申し上げます。

○管理保全課長（菊武秀明君） 筑紫公園整備事業について御報告を申し上げます。

タブレットのほうで通知をさせていただきます。

筑紫公園の整備に向けての対象用地の用地買収を進めておりますが、現在までに全35筆中、28筆の用地買収が完了しております。これは資料にあります水色に着色した部分でございます。

残り7筆の買収につきましては、3月の建設環境常任委員会で説明させていただいたとおり、地権者の同意が得られない状況が続いております。これは資料にあります赤色に着色した部分でございます。この用地買収交渉は平成25年から続けており、とても長い時間がかかっている状況でございますが、引き続き粘り強い交渉を続けるとともに、土地収用も視野に、用地確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 今の用地取得分はどのような状態で管理していこうという考えですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 今現在用地を取得させていただいたところについては、現状のままで管理をさせていただいているところです。ただ、一部、区画整理事業に伴って、幾分造成をしたところ、土を盛り上げてきたところがございますので、雨水の流出を少し抑えるために部分的に水だめを造りながら管理をしているところです。そこは中に入られ

ないような状態で、今フェンスをさせていただいているところでございます。それはこの
図面でいきますと、美しが丘から筑紫に行く都市計画道路、筑紫原田線の歩道側の部分の、
青く塗っているところと接するところ、そこについては侵入防止の措置をさせていただ
いているところです。ただ、この赤色のところについてはまだ買収が終わっておりません。
民地でございますので、民地の方が管理するというのも考えられますので、今のところ、
トラロープで柵をつくってさせていただいている管理状況でございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 公園の完成予想というのは僕たちもらったとかね、1回。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） こちらの公園、一番最初に整備をするときに、こういった形
での公園というのが平成24、25年ぐらいだったと思うんですけど、それから実際その後で
上に土塁状の遺構が出てきましたよね。だから、そちらの整理がされている状況ござい
ます。

もう1点は、その土塁状の遺構を残すということでもありますので、今度はそれに伴って
の整備計画というのがまだ立案はしてない状況でございます。ですから、その方向性が
出てくる、それと併せて用地の取得がおおむね目標が出てくると、またこの整備の全体像を
つくりながら、また議会のほうにも御説明して、整備に入っていくという段取りになっ
てくると思います。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 7筆の地権者の方の同意が得られない大きな理由というのは何
かあるのでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 長年、用地取得に向けて何とか御協力をお願いし、青色のと
ころはほぼ終わりました、今、赤色のところが3名の共有名義になっています。そちらの
方々とお話はさせていただいているんですけども、今まで用地買収取得してきました用
地単価、それと、相手側が売ってもいいよという単価との差があって、なかなかそこで手
放すことは難しいなというところで、なかなか妥結に至らないという状況でございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） この赤い印の中に遺跡が入っているのかどうかとすると、これをのけての公園計画というのはまたあるのか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 遺跡は、図面でいきますと赤色の上のほうの少しとんがったというか、上のほうのところが里道になるんですけども、そのところに土塁状遺構があるんです。その遺構範囲が上部に出てきます。そこは保全という形になってきます。そうすると、その土塁上遺構については高いところにありますので、ある程度下のほうしか公園としては整備できないかなという、将来的にはそうなるかなというところですよ。

赤いところを抜かして公園整備ができないかというところ、そちらは確かに用地交渉する中で、地権者の方も同じような御意向も提案されましたけれども、市としてはこちらの公園、これ3ヘクタールの近隣公園でございます。これは小郡・筑紫野ニュータウンを整備するときに、地区公園を定めて、その周囲に近隣公園、その周りに街区公園、そういった計画的に公園配置をしておる近隣公園でございます。ですから、こちらについては区域を変えるとか変更するとかということはございませんということで断りながら、鋭意用地取得に頑張っているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 地権者からすると、勝手に自分ところの土地に何でそんなやらかって言いたいよね。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 確かに横尾委員おっしゃるように、公園のみならず、例えば道路でも確かにそうかなと思います。都市計画決定するときには必要だということで、市のほうとかで計画をしながらやっていくところでございます。ただ、法に基づいて縦覧手続とかやりながら、必要だからという説得をしながら、用地取得に今後も務めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これはさっき出てきた民間開発と区画整理の問題で、区画整理やったらこういう判断、問題だけど、民間やったらほとんど99%土地を決めてからできるか

らこういう問題出てこないけど、区画整理はどうしてもそういう形があるし、大体筑紫駅からでも、駅前の開発でも。

結果的にどのくらいの面積になったんかね。5分の3ぐらいの面積になったのかね、当初計画からすると。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 一番当初、実際これ、事業計画をする中で、いろいろな調査範囲というのは結構まだ広い範囲でさせていただきました。平成7年に都市計画決定をさせていただいて、最終的な事業計画決定を平成9年12月1日にさせていただきました。そのときには面積がたしか61ヘクタールぐらいだったと思います。それから、経過を踏まえて、都市計画の資料に戻りますけど、事業の縮小のときが平成24年2月20日に32.5ヘクタールに縮小させていただいたところです。面積はそういった感じの変遷がございます。

もう1点は、横尾委員言われますように、区画整理事業の中で公園整備に取り組みながらやることも可能かなというところで、この筑紫公園を取り込むことも確かに可能だと思います。ただ、これが3ヘクタールございますので、事業区域の3%以上の公園面積を確保しなさいというのが当然出てくるんですけども、それを当然ながら上回るような状況になりますので、その場合については、事業の中で公共施設管理者負担金ということで補助金みたいなものをもらってそれを出すことは可能なんですけども、どっちにしても山手の土地でございますので、用地費しか地元には影響が出てこないですね。ということは、単価が安くなると、今度は保留地の面積がどうしても増えてきますので、そういったところも踏まえると、平均減歩率が結構高くなっていくというところも、逆に課題が出てくるかなというところが。そういったところをずっと調整をしながらやっていく必要があるのかなと思います。

今回、公園については、直接買収方式でやるということで、当初から事業認可を取りましたので、現在、用地買収に鋭意努力をしているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 頑張ってくださいと思います。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午後4時55分

再開 午後4時56分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設環境常任委員会の行政視察実施の件を議題といたします。

委員会では所管事務に関わる調査研究のため、閉会中に委員会の行政視察を実施したいと思っております。

視察地と目的は3点ありまして、1点目は、兵庫県豊岡市、農業の取組について。2点目、兵庫県姫路市、食品ロス削減の取組について。3点目、大阪府門真市、こちらがプラスチックごみ削減の取組について。視察日は令和6年10月29日火曜日から10月31日木曜日までの3日間で、視察者は委員7名、随員として執行部1名、事務局1名の計9名。視察に伴う経費は予算の範囲内。以上の内容で議長へ委員派遣の承認要求を行うこととし、そのほか、委員派遣に伴う諸手続については正副委員長に御一任願いたいと思っております。なお、相手先の都合等により日程、視察先を変更する必要がある場合の手続についても正副委員長に御一任願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本委員会は閉会中に行政視察を実施することに決定いたしました。

なお、委員会が終わり次第、行政視察についての引き続き協議を行いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、建設環境委員会を閉会いたしたいと思っております。お疲れさまです。

散会 午後4時58分